

(案)

一宮市一般廃棄物処理基本計画

令和3年(2021年)度 ▶ 令和12年(2030年)度

令和2年(2020年) 12月

一 宮 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 基本的事項	1
2 適用範囲	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画策定と進行管理	4
第2章 一宮市の概況	5
1 位置・地形・交通	5
2 人口動態	6
3 産業の動向	8
第3章 ごみ処理の現況	10
1 ごみ処理の概要	10
2 ごみ処理体制	11
3 ごみ処理の実績	15
4 廃棄物処理経費	22
5 ごみ減量及び資源化の状況	24
第4章 ごみ処理の現状に係る課題	28
1 1人当たりのごみ排出量の下げ止まり	28
2 資源化率の低下	28
3 不燃ごみ、粗大ごみの増加	29
4 ごみ処理施設の整備	29
第5章 ごみ処理基本計画	30
1 基本理念	30
2 基本方針と基本施策	30
3 ごみの発生量の見込み	31
4 ごみ処理に関する各主体の役割	34
5 家庭ごみの種類及び分別の区分	35
6 ごみの適正な処理及びこれを実施する者	37
7 廃棄物処理施設の整備	38
8 その他	39

第6章	生活排水処理の現況	41
1	生活排水を取り巻く社会情勢	41
2	生活排水処理の概要	42
3	生活排水処理の状況	42
第7章	生活排水処理の現状に係る課題	49
1	公共下水道接続率の伸び悩み	49
2	未処理の生活排水による水質汚濁	49
3	し尿及び浄化槽汚泥処理施設の整備	49
第8章	生活排水処理基本計画	50
1	基本理念	50
2	基本方針と基本施策	50
3	生活排水処理に関する区域	51
4	生活排水処理に関する基本事項	52
5	し尿及び浄化槽汚泥処理計画	53
6	その他	53

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本的事項

(1) 目的

本計画は、「第7次一宮市総合計画」、「第2次一宮市環境基本計画」等の上位計画と整合を図り、一般廃棄物処理にかかる長期的視点に立ち、今後の廃棄物行政における総合的な指針として位置づけるものです。

限られた財源の中で効率的な一般廃棄物処理事業を推進していくため、また、さらなる循環型社会を形成し、環境を保全していくために一般廃棄物処理基本計画を策定します。

(2) 法的根拠

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき策定するものです。また、第2項では、本計画において定める事項が以下のとおり示されています。

廃棄物処理法第6条第1項及び第2項

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1)一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2)一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3)分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4)一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項
- (5)一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(3) 計画期間

本計画は2021(令和3)年度を初年度とし、2030(令和12)年度を最終年度とする向こう10年間の基本施策について方向付けをするものです。

なお、2025(令和7)年度に見直しを行う予定とします。また、社会経済情勢が大きく変化した場合は適宜見直しを行います。

表 1-1 計画期間

年度	2018 (H30)	2019 (R01)	2020 (R02)	2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)	2024 (R06)	2025 (R07)	2026 (R08)	2027 (R09)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
本計画														

2 適用範囲

(1)対象地域

本計画の対象地域は、市全域とします。

(2)対象となる廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、本市内から発生するすべての一般廃棄物とします。

3 計画の位置づけ

(1)一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物処理基本計画策定指針（環境省）及び廃棄物処理法施行規則第1条の3に基づき、ごみ処理に関する部分と生活排水処理に関する部分に大別され、それぞれ、廃棄物処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画から構成されています。

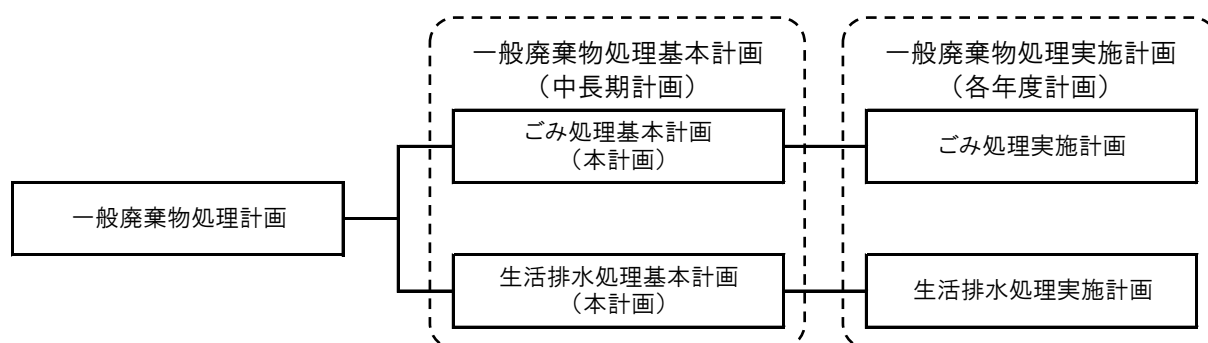


図 1-1 一般廃棄物処理計画の構成

(2)他の計画等との関係

本計画の策定に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることはもとより、循環型社会の実現に努めることが必要であり、国や県の計画等との関係も考慮することが重要です。

関連する計画等と本計画との関係を 図 1-2 に示します。

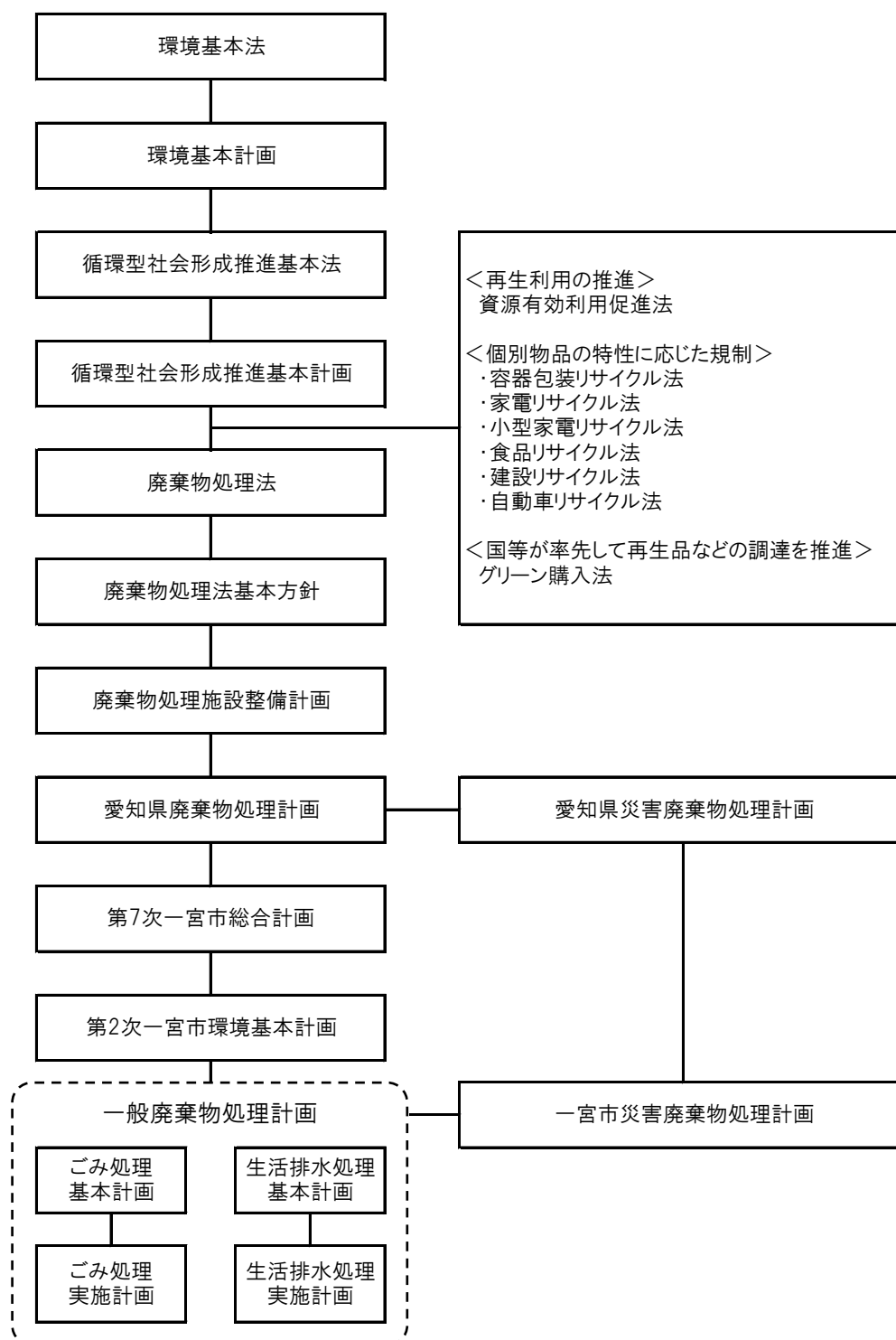


図 1-2 一般廃棄物処理基本計画と他の計画等との関係

4 計画策定と進行管理

(1) 計画の策定と周知

本計画の策定に当たっては、パブリックコメントによる市民の意見等を踏まえ策定しました。

本計画は、冊子・市ウェブサイトへの掲載により、市民、事業者に広く周知します。

(2) 進行管理

本計画で掲げた施策を着実に推進し、目標を実現するために、Plan(計画)、Do(施策の実行)、Check(評価)、Action(見直し)のPDCAサイクルにより施策の実行、評価を行い、定期的な見直しを行います。

第2章 一宮市の概況

1 位置・地形・交通

本市は、日本の中央、濃尾平野のほぼ中央にあり、木曽川をはさんで岐阜県と接しており、名古屋市と岐阜市の中間に位置し、面積は113.82㎢です。北東部から南西部にかけ、約18kmにわたって木曽川に接しており、木曽川沖積平野の低地であることからきわめて平坦な地形です。

古くは東海道と中山道を結ぶ美濃路、尾張と美濃を結ぶ岐阜街道といった重要な交通の要衝地として発展してきました。現在、市内には名神高速道路と東海北陸自動車道を結ぶ一宮ジャンクションと5つのインターチェンジがあり、名古屋高速道路により名古屋中心部へのアクセスも良好で、交通や物流の要衝地として機能しています。また、鉄道では、JR 東海道本線と名古屋鉄道名古屋本線・尾西線が通り、駅は19か所あります。名古屋駅から尾張一宮駅までは、約10分と交通利便性の高い地域です。

現在の市域は、平成17年4月に一宮市・尾西市・木曽川町が合併した都市であり、市制施行100周年となる令和3年4月には尾張地域で初となる中核市に移行します。

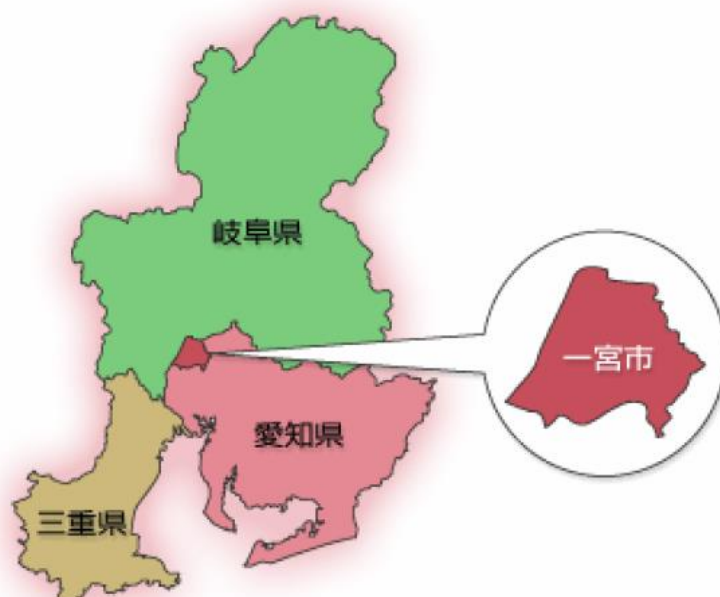


図 2-1 本市の位置

2 人口動態

(1)人口及び世帯数の推移

人口は、増加傾向にありましたが、2012(平成24)年度をピークに緩やかな減少傾向に転じています。

世帯数は、年々増加しています。

1世帯当たりの人数は、年々減少しています。

表 2-1 人口及び世帯数の推移

項目 \ 年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)
人口	386,132	386,390	386,447	386,429	386,410	386,094	386,105	385,777	385,160	384,790
世帯数	146,178	147,585	148,759	150,754	152,651	154,692	156,693	158,534	160,426	162,551
1世帯当たりの人数	2.64	2.62	2.60	2.56	2.53	2.50	2.46	2.43	2.40	2.37

※ 住民基本台帳人口(各年度末 3月31日現在)

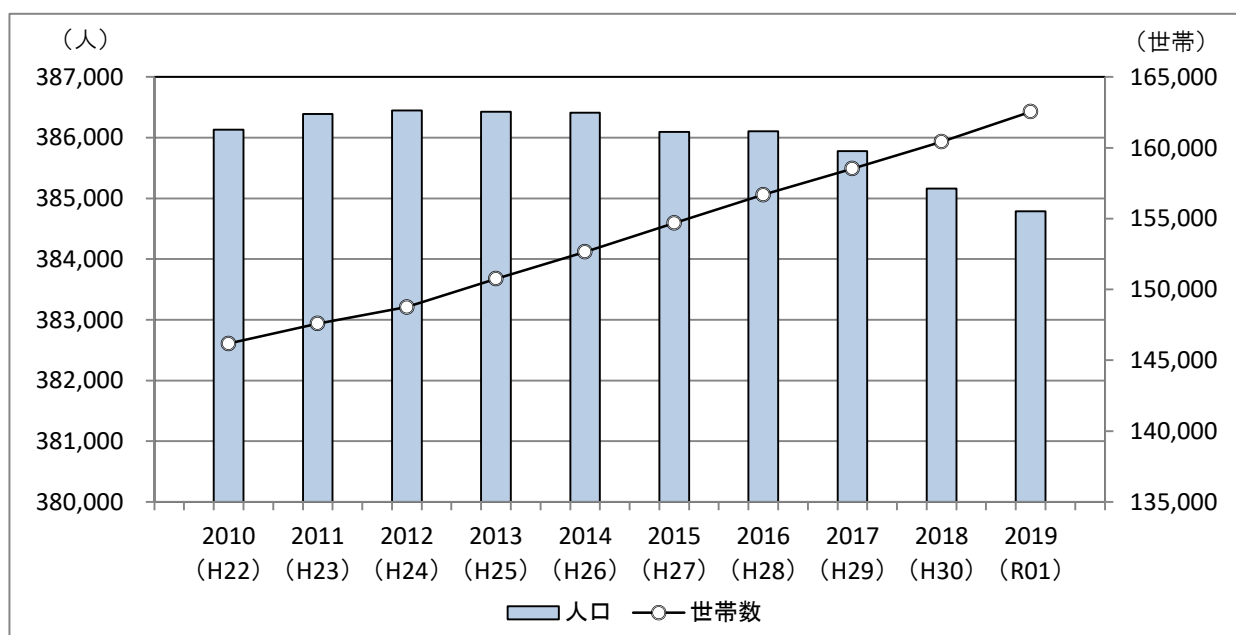


図 2-2 人口及び世帯数の推移

(2)人口構造

本市の人口構造を 表 2-2 、図 2-3 に示します。

2019(令和元)年度における65歳以上の人口が全体の27%程度を占めています。今後、高齢化がますます進むことが予想され、高齢者世帯に対するごみ収集の在り方等を検討していく必要があります。

表 2-2 人口構造

区分		2009(H21)年度		2014(H26)年度		2019(R01)年度	
		人口(人)	構成比	人口(人)	構成比	人口(人)	構成比
年少人口	0～14歳	57,938	15.0%	54,750	14.2%	50,577	13.1%
生産年齢人口	15～64歳	246,028	63.8%	235,712	61.0%	231,198	60.1%
老年人口	65歳以上	81,806	21.2%	95,948	24.8%	103,015	26.8%
計		385,772	100%	386,410	100%	384,790	100%

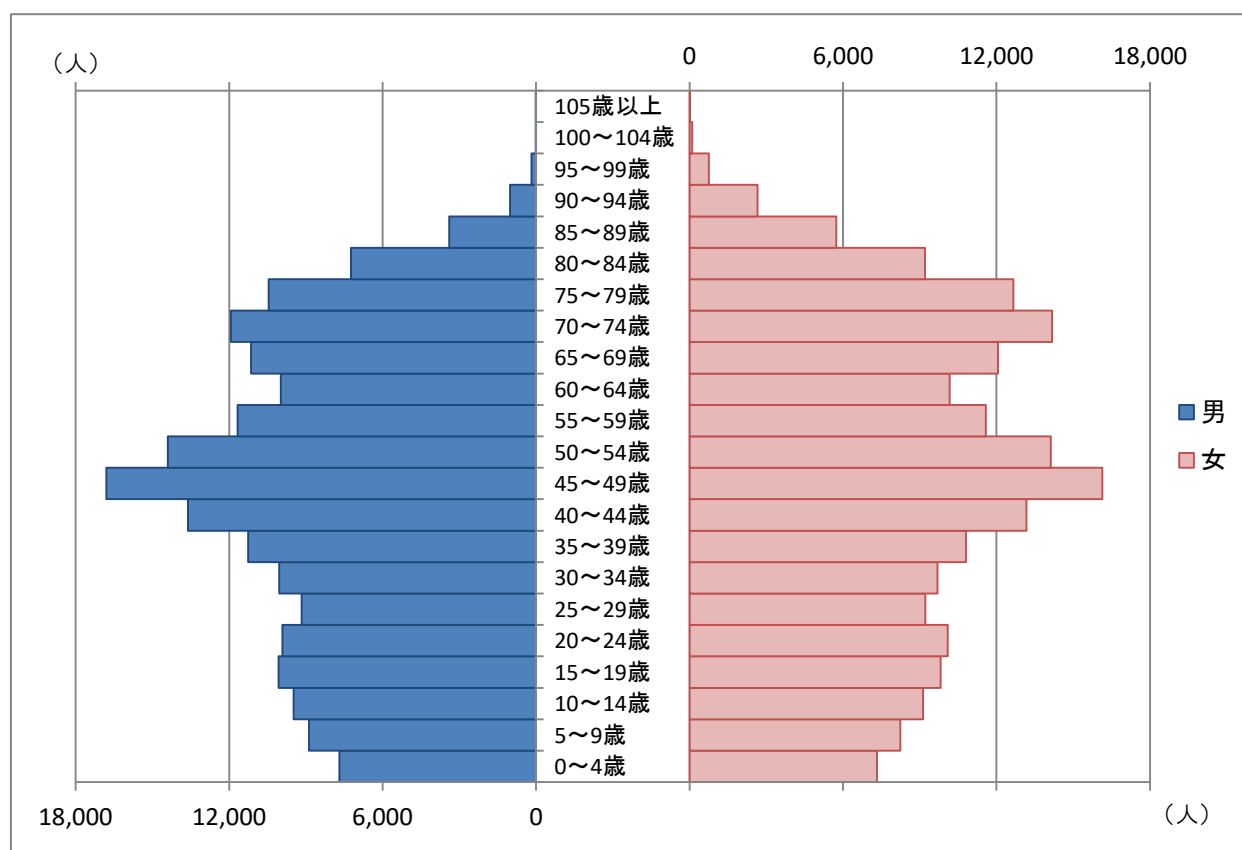


図 2-3 2019(令和元)年度における年齢別人口

3 産業の動向

(1) 就業者別に見る本市の産業構造

本市は、毛織物産地として繊維産業を中心に商工業が発展してきました。近年は第3次産業の占める割合が高まっています。

表 2-3 産業別就業者及び構成比の推移

(単位:人)

項目 \ 年度	2000 (H12)		2005 (H17)		2010 (H22)		2015 (H27)	
総就業者数	188,951	100.0%	188,470	100.0%	183,711	100.0%	183,461	100.0%
第一次産業	3,080	1.6%	2,822	1.5%	2,091	1.1%	1,820	1.0%
第二次産業	73,301	38.8%	63,694	33.8%	53,877	29.3%	54,668	29.8%
第三次産業	110,190	58.3%	117,999	62.6%	115,664	63.0%	119,010	64.9%
分類不可能の産業	2,380	1.3%	3,955	2.1%	12,079	6.6%	7,963	4.3%

出典:「国勢調査」(総務省)

(2) 主要産業の推移

ア 工業

事業所数は減少が続いています。従業者数は2014(平成26)年度に減少しましたが、その後増加傾向に転じています。製造品出荷額は2013(平成25)年度から増加が続いています。

表 2-4 工業事業所数等の推移

項目 \ 年度	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2017 (H29)	2018 (H30)
事業所数	884	851	825	803	773
従業者数(人)	20,726	21,034	20,543	20,898	21,806
製造品出荷額等(千万円)	46,625	46,084	52,991	54,954	56,565

出典:「工業統計調査」(一宮市)

イ 商業

本市は、繊維工業製品を中心とする卸売業などを中心に、尾張西部最大の商業地として発展してきました。

事業所数は2004(平成16)年度以降減少傾向にあります。従業者数は増加と減少を繰り返していますが、2014(平成26)年度には大きく減少しています。年間商品販売額は従業者数の動向と相反しながら増加と減少を繰り返していますが、2014(平成26)年度には従業者数と同様に大きく減少しています。

表 2-5 商業事業所数等の推移

項目 \ 年度	1999 (H11)	2002 (H14)	2004 (H16)	2007 (H19)	2014 (H26)
事業所数	3,668	3,354	3,866	3,642	2,543
従業者数(人)	25,316	22,845	26,938	27,465	19,688
年間商品販売額(百万円)	886,816	790,257	899,251	898,831	808,723

出典:「商業統計調査」(一宮市)

ウ 農業

本市では、ナス、ネギ、ハクサイ、ホウレンソウが多く栽培されています。田の経営耕地面積は2000(平成12)年度から2005(平成17)年度に大きく減少し、以降大きな変化はありません。一方、畑の経営耕地面積は減少しています。

農家数は減少しています。自給的農家数は大きな変化が見られませんが、販売農家数の減少が顕著です。

農業就業人口は減少しています。

表 2-6 農業経営耕地面積等の推移

項目 \ 年度	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)
経営耕地面積(ha)	2,324	1,548	1,569	1,549
田(ha)	1,592	1,125	1,183	1,234
畑(ha)	694	405	367	303
樹園地(ha)	38	18	19	12
農家数(戸)	5,610	5,340	4,901	4,442
販売農家数(戸)	2,884	2,124	1,710	1,279
自給的農家数(戸)	2,726	3,216	3,191	3,163
農業就業人口(人)	4,661	3,595	2,562	2,113

出典:「6次産業化・地産地消推進計画【第2期】」(一宮市)

第3章 ごみ処理の現況

1 ごみ処理の概要

本計画において対象とするごみは、家庭や事業所から排出されるすべての一般廃棄物とします。また、対象区域は本市全域とします。

本市におけるごみ処理フローを 図 3-1 に示します。

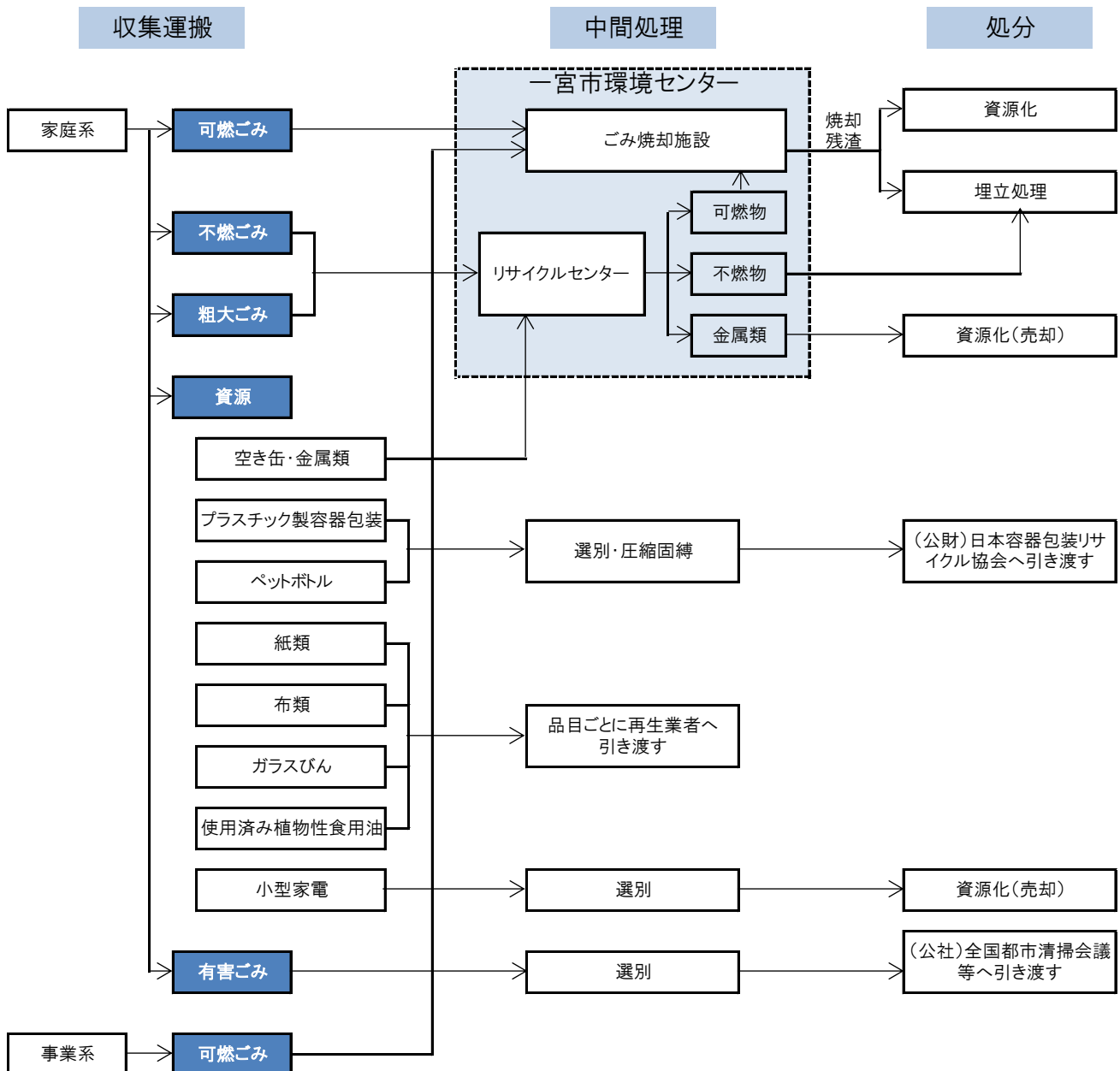


図 3-1 ごみ処理フロー

2 ごみ処理体制

(1)家庭系ごみの分別区分

ごみの分別の区分を 表 3-1 に示します。

表 3-1 ごみの分別区分と対象物

分別区分			対象物
ごみ	可燃ごみ		台所ごみ、資源にならない紙や布類、ゴム・皮革製品類、草・枝・木くず、汚れの落ちにくいプラスチック製容器包装など
	不燃ごみ		ガラス・陶磁器類、プラスチック製品類(容器包装を除く)、家電・小型機器類など
	粗大ごみ		指定ごみ袋に入らない、縦・横・高さのいずれかが60cm以上のもの、大きさに関係なく6kg以上のもの
資源	収集資源	プラスチック製容器包装	カップ類、トレイ類、パック類、袋・ラップ類、ボトル類、キャップなど
		ペットボトル	清涼飲料、しょうゆ、酒類、乳飲料用など
		空き缶・金属類	スチール缶、アルミ缶、スプレー缶、なべ・やかん・フライパン・食器など
	町内回収資源	紙類	新聞紙・チラシ、雑誌、雑がみ(名刺サイズ以上で再生できる紙)、段ボール、紙パック
		布類	古着、毛布、シーツ、カーテン
		ガラスびん	飲料用、食料用、化粧品用など
		有害ごみ	蛍光管、乾電池、鏡、水銀式体温計、水銀式血圧計
	拠点回収資源	ペットボトル、空き缶・金属類、紙類、布類、ガラスびん、使用済み植物性食用油、有害ごみ	上記「収集資源(プラスチック製容器包装を除く)」及び「町内回収資源」を参照
		小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電子辞書、携帯音楽プレーヤー、電子ゲーム機器、電卓、ポータブルカーナビ、ACアダプタ、小型充電式電池(リチウムイオン電池等)が取り外しにくい小型家電
	集団回収資源	紙類、布類、空き缶類	新聞紙・チラシ、雑誌、雑がみ(名刺サイズ以上で再生できる紙)、段ボール、紙パック、古着、毛布、シーツ、カーテン、スチール缶、アルミ缶、スプレー缶
家庭から排出される一時多量ごみ			-

(2)家庭系ごみの収集体制

収集体制を 表 3-2 に示します。

表 3-2 収集体制

分別区分			収集方法	回数
ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	集積場所収集	週2回
	不燃ごみ	不燃ごみ	集積場所収集	月2回
	粗大ごみ	粗大ごみ	有料戸別収集	週1回（5点まで）
資源	収集資源	プラスチック製容器包装	集積場所収集	週1回
		ペットボトル	集積場所収集	月2回
		空き缶・金属類	集積場所収集	月2回
	町内回収資源	紙類	回収場所収集	月1回
		布類	回収場所収集	月1回
		ガラスびん	回収場所収集	月1回
		有害ごみ	回収場所収集	月1回
	拠点回収資源	ペットボトル、空き缶・金属類、紙類、布類、ガラスびん、使用済み植物性食用油、有害ごみ	市内4ヵ所に設置された資源回収拠点から収集	土曜日・日曜日 午前9時から午後3時まで
		小型家電	市内21ヵ所に設置された小型家電回収ボックスから収集	各施設の開場時間内

(3)中間処理

環境センターごみ焼却施設では可燃ごみの焼却を行っています。リサイクルセンターでは不燃ごみ、粗大ごみ、空き缶・金属類の破碎選別等の処理を行っています。

本市の一般廃棄物の処理を行っている中間処理施設の概要等を 表 3-3 及び 表 3-4 に示します。

表 3-3 環境センターごみ焼却施設の概要

施設名称		一宮市環境センターごみ焼却施設
所在地		一宮市奥町字六丁山52
公称能力		150t/24h×3基
工事期間		着工 1994(平成6)年8月 竣工 1998(平成10)年3月
処理対象物		可燃ごみ
敷地面積		53,317㎡(全敷地)
建物		鉄筋コンクリート造 鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下2階 地上5階 PH2階建 建築面積 5,740.63㎡ 延床面積 17,624.12㎡ 煙突高さ 59m
主要設備	受入供給設備	ピット&クレーン方式
	燃焼設備	全連続燃焼式焼却炉(NKK2回流式ハイパー火格子)
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
	排ガス処理設備	ばいじん除去:バグフィルタ HCL・SOx除去:乾式有害ガス除去装置 NOx除去:無触媒、触媒脱硝併用方式
	余熱利用設備	発電:衝動多段式復水タービン 場内:冷暖房、給湯 場外:エコハウス138、奥いきいきセンターへの熱供給
	通風設備	平衡通風式
	灰出し設備	ピット&クレーン方式 集じん灰処理装置(セメント・薬剤処理方式)
	排水処理設備	生物処理、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着処理(無法流)

表 3-4 リサイクルセンターの概要

施設名称		一宮市リサイクルセンター	
所在地		一宮市奥町字六丁山52	
工事期間		着工 2011(平成23)年4月 竣工 2014(平成26)年1月	
建物		鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造、地下1階 地上3階 【リサイクルセンター】 建築面積 1,341.19㎡ 延床面積 2,863.69㎡ 【不燃・粗大ごみ等ストックヤード】 建築(延床)面積 215.02㎡ 全体面積 1,590㎡	
処理方法		破碎(堅型高速回転複合式)・選別	選別・圧縮
処理対象物		不燃ごみ、粗大ごみ	空き缶・金属類
処理能力		51t/5h	9t/5h
設備概要	破碎機	切断機(剪断式破碎機) 1t/h 1基 一次破碎機(二軸剪断式) 10.2t/h 1基 二次破碎機(堅型破碎機) 10.2t/h 1基	-
	供給設備	不燃・粗大ごみホッパ 15.15㎡ 1基 二次破碎機直投受入ホッパ 23.72㎡ 1基	受入ホッパ 9.54㎡ 1基 破袋除袋装置 1.8t/h 1基
	選別設備	磁選機(電磁永磁併用吊下式) 2.39t/h 1基 アルミ選別機(永磁ドラム回転式) 4.09t/h 1基 粒度選別機(回転篩式) 7.81t/h 1基 磁選用風力選別機(吹込式) 2.39t/h 1基 磁選用風力選別機(吸引式) 2.39t/h 1基 不燃物精選機(吹込・吸引式) 2.5t/h 1基	手選別コンベヤ 1.79t/h 1基 磁選機(永磁吊下式) 1.21t/h 1基 アルミ選別機(永磁ドラム回転式) 0.58t/h 1基
	搬出設備	鉄分貯留バンカ(カットゲート式) 16㎡ 1基 不燃物貯留バンカ(カットゲート式) 16㎡ 1基 アルミ貯留バンカ(カットゲート式) 16㎡ 1基 可燃物貯留バンカ(カットゲート式) 16㎡ 1基	圧縮梱包装置(二方向圧縮式) 1基 スチール缶 1.21t/h アルミ缶 0.43t/h
	粉じん処理設備	サイクロン 315㎡/min 1基 バグフィルタ 420㎡/min 1基 排風機 420㎡/min 1基	-
	雑設備	-	スプレー缶処理機 400個/h 1基 (二軸剪断式)

(4)最終処分

現在、年間2,000～2,500tのごみを埋立処分しており、光明寺最終処分場の残余容量は2020（令和2）年4月1日現在、20,355m³となっています。

光明寺最終処分場の概要を 表 3-5 に示します。

表 3-5 光明寺最終処分場の概要

施設名称	一宮市光明寺最終処分場
所在地	一宮市光明寺字寅新田4-1
敷地面積	21,540m ²
全体容量	105,480m ³
構造	管理型処分場
埋立方式	平面埋立方式
処分する廃棄物	焼却灰、不燃物

3 ごみ処理の実績

(1)ごみと資源の排出量の実績

ア ごみ排出量の実績

家庭系ごみと事業系ごみを併せたごみ総排出量は2017（平成29）年度まで緩やかに減少を続けたが、2018（平成30）、2019（令和元）年度は前年度と比較し増加しました。

事業系ごみ排出量は、2016（平成28）年度に大きく増加し、その後横ばいの状況です。2016（平成28）年度の大きな増加は、本市の地場産業である繊維業者から排出される廃棄物を家庭系可燃ごみの持込としていましたが、2016（平成28）年度から新たに「繊維業廃棄物」の区分を設け、事業系可燃ごみに見直しを行いましたので、一時的に大きな増となっています。

ごみ排出量の実績を 表 3-6 及び 図 3-2 に示します。

表 3-6 ごみ排出量の実績

(単位:t)

項目 \ 年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)
ごみ総排出量	131,483	129,909	128,670	127,498	126,514	123,412	120,728	120,043	120,279	121,256
家庭系ごみ	108,410	107,501	106,884	105,864	104,546	101,825	93,927	93,409	93,642	94,362
可燃ごみ	76,749	78,208	77,734	78,080	78,097	77,204	71,133	71,253	70,852	72,710
収集	68,829	70,562	71,099	71,505	71,061	70,614	69,669	69,710	69,224	70,767
持込	7,920	7,646	6,635	6,575	7,036	6,590	1,464	1,543	1,628	1,942
不燃ごみ	6,999	6,705	6,974	6,482	6,569	6,035	5,574	6,229	7,244	6,923
収集	4,440	4,514	5,078	4,397	4,300	4,037	3,962	4,319	5,058	4,881
持込	2,560	2,190	1,897	2,085	2,268	1,999	1,611	1,910	2,186	2,042
粗大ごみ	408	498	562	583	644	658	666	707	870	947
資源	24,135	21,946	21,481	20,592	19,117	17,805	16,431	15,097	14,544	13,653
有害ごみ	119	143	132	126	120	123	124	123	131	129
回収	119	119	111	101	97	96	105	102	109	107
持込	0	25	22	25	23	27	19	21	22	22
事業系ごみ	23,073	22,408	21,786	21,634	21,968	21,587	26,801	26,634	26,637	26,894
可燃ごみ	19,312	18,821	18,164	18,553	19,053	18,758	23,940	23,858	24,053	24,284
浄化槽汚泥	3,761	3,587	3,621	3,081	2,915	2,829	2,861	2,776	2,584	2,610
計画処理人口(人)	386,132	386,390	386,447	386,429	386,410	386,094	386,105	385,777	385,160	384,790
1人1日当たりのごみ排出量(g)	933	919	912	904	897	873	857	853	856	861
1人1日当たりのごみ排出量(浄化槽汚泥を除く)(g)	906	893	887	882	876	853	836	833	837	842
1人1日当たりの家庭系ごみ総排出量(資源を除く)(g)	597	604	605	604	605	594	549	555	562	572

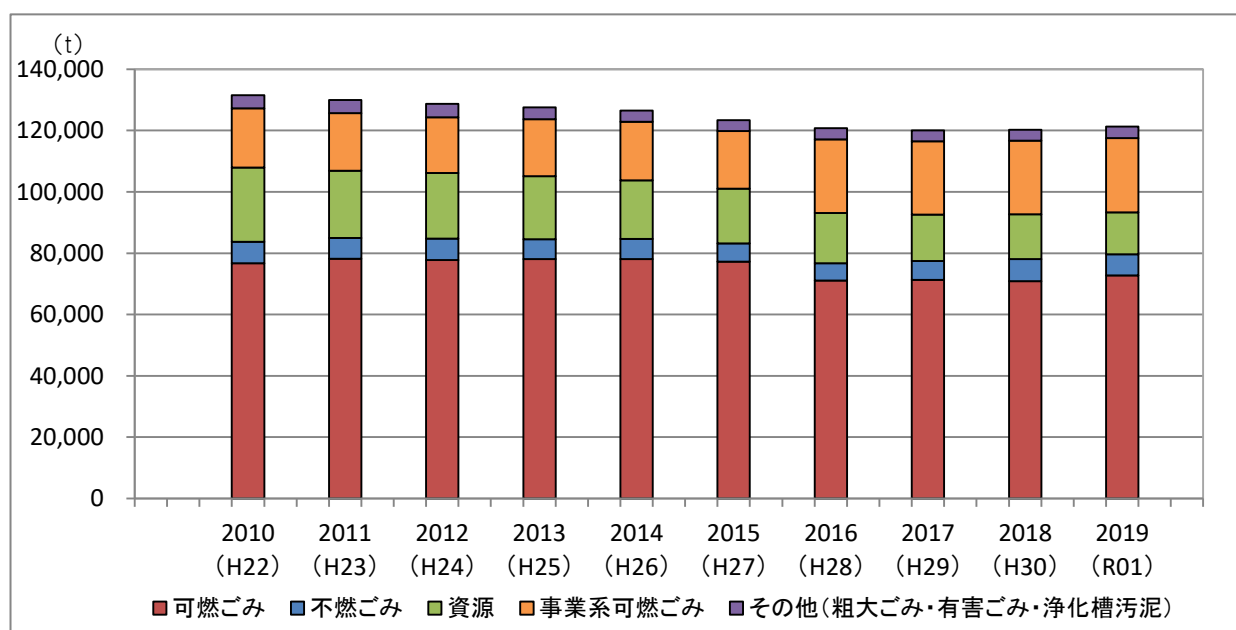


図 3-2 ごみ排出量の実績

イ 資源の内訳

資源総収集量は年々減少しています。特に新聞、雑誌、布類の減少が顕著です。

資源の内訳を 表 3-7 及び 図 3-3 に示します。

表 3-7 資源の内訳

(単位:t)

項目 \ 年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)
資源総収集量	24,135	21,946	21,481	20,592	19,117	17,805	16,431	15,097	14,544	13,653
プラスチック製容器包装	3,459	3,211	3,111	3,307	3,552	3,416	3,005	2,856	3,059	2,636
新聞	8,293	7,352	7,032	6,658	6,017	5,517	5,082	4,433	3,983	3,618
雑誌	5,011	4,433	4,300	3,993	3,537	3,222	2,884	2,610	2,422	2,314
段ボール	2,745	2,566	2,455	2,300	2,117	2,026	1,881	1,780	1,714	1,627
紙パック	156	149	138	134	126	119	116	115	115	113
布類	1,032	1,005	972	910	781	700	597	548	523	510
ガラスびん	1,978	1,900	1,898	1,883	1,809	1,734	1,603	1,517	1,438	1,370
ペットボトル	594	564	596	600	588	584	605	602	614	651
アルミ	272	210	295	288	213	170	227	214	235	298
スチール	585	540	624	517	377	312	426	416	432	500
小型家電	9	17	60	1	1	5	6	6	10	15

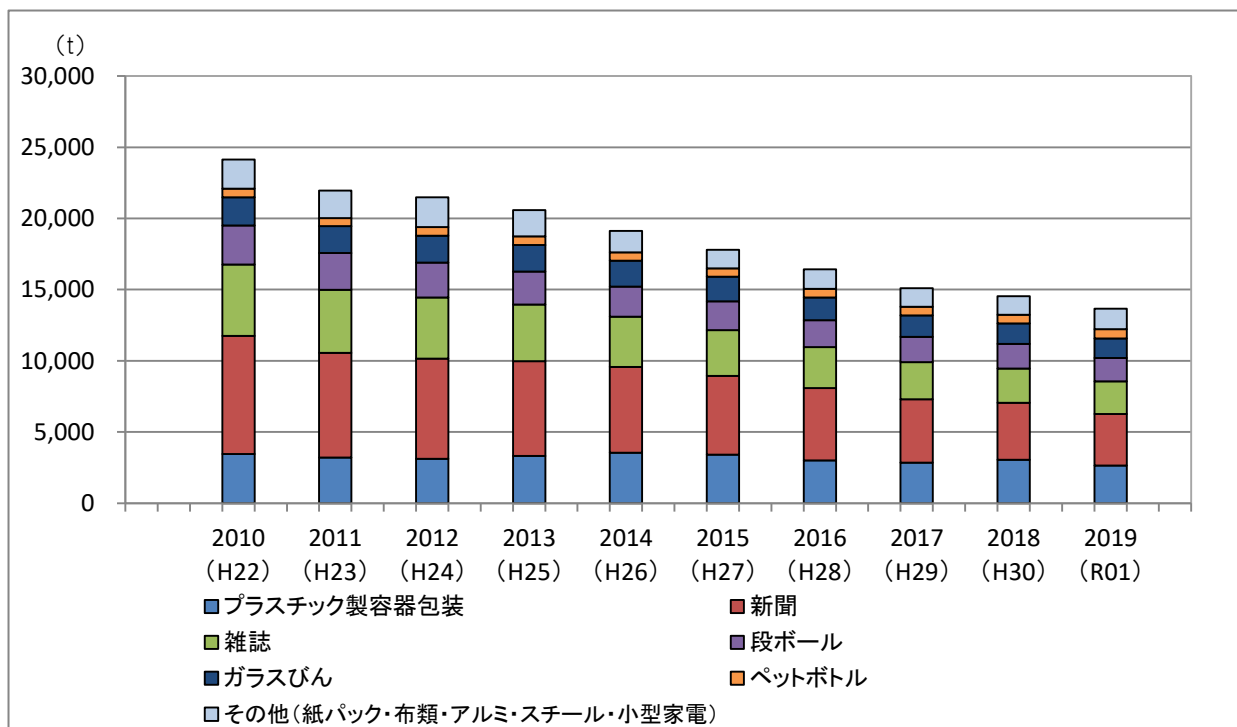


図 3-3 資源の内訳

(2)市で処理していない一般廃棄物

ア 家電4品目

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)において再商品化の対象となる家電4品目(洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、ブラウン管式テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ)については、同法に基づき排出者自らが製造メーカー等へ引き渡してリサイクルするものとしています。

イ 適正処理困難物

処理する際に適正に処理ができないものは、適正処理困難物として、排出者自らが販売店、取扱店又は製造メーカーへ引き渡して処分するものとしています。

- ① 農薬等毒性物質
- ② 爆発物等危険性のあるもの
- ③ 燃え殻及び汚泥
- ④ 廃油、廃酸及び廃アルカリ
- ⑤ 著しく異臭を放つもの
- ⑥ 水銀含有廃棄物
- ⑦ 感染性医療廃棄物
- ⑧ オートバイ、原動機付自転車、温水器、自動車、自動車用タイヤ、消火器、耐火金庫、農業用機械・器具、バッテリー、ピアノ、プロパンガス容器、フロンを使用した製品、その他処理が困難なもの
- ⑨ 特定再資源化製品(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に規定する特定再資源化製品をいう。)として、回収されるもの
 - ・パーソナルコンピューター
 - ・密閉形蓄電池(密閉型鉛蓄電池、密閉型アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池)

(3) 中間処理の実績

ア 環境センターごみ焼却施設の搬入量及び処理量の実績

環境センターごみ焼却施設では、家庭系及び事業系可燃ごみ、リサイクルセンターからの破砕可燃物、浄化槽汚泥の焼却処理を行っています。

環境センターごみ焼却施設の搬入量及び処理量の実績を 表 3-8 及び 図 3-4 に示します。

表 3-8 環境センターごみ焼却施設の搬入量及び処理量の実績

(単位:t)

項目 \ 年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)
搬入量	106,706	109,415	104,891	104,935	105,173	104,503	102,745	103,123	103,615	104,735
収集(家庭系・事業系)	88,141	89,383	89,264	90,058	90,115	89,372	88,519	88,747	88,617	90,496
持込(家庭系・事業系)	6,527	6,547	5,743	6,575	7,036	6,590	6,554	6,364	6,288	6,497
リサイクルセンターから	5,236	7,203	6,264	5,221	5,109	5,713	4,812	5,235	6,126	5,131
浄化槽汚泥	3,761	3,587	3,621	3,081	2,915	2,829	2,861	2,776	2,584	2,610
その他※	3,041	2,696								
処理量(焼却残渣量)	14,847	14,747	15,223	14,455	14,919	14,524	14,924	14,634	14,689	14,510
残渣率(%)	13.9%	13.5%	14.5%	13.8%	14.2%	13.9%	14.5%	14.2%	14.2%	13.9%

その他※: 他市から一部受け入れ処理を実施

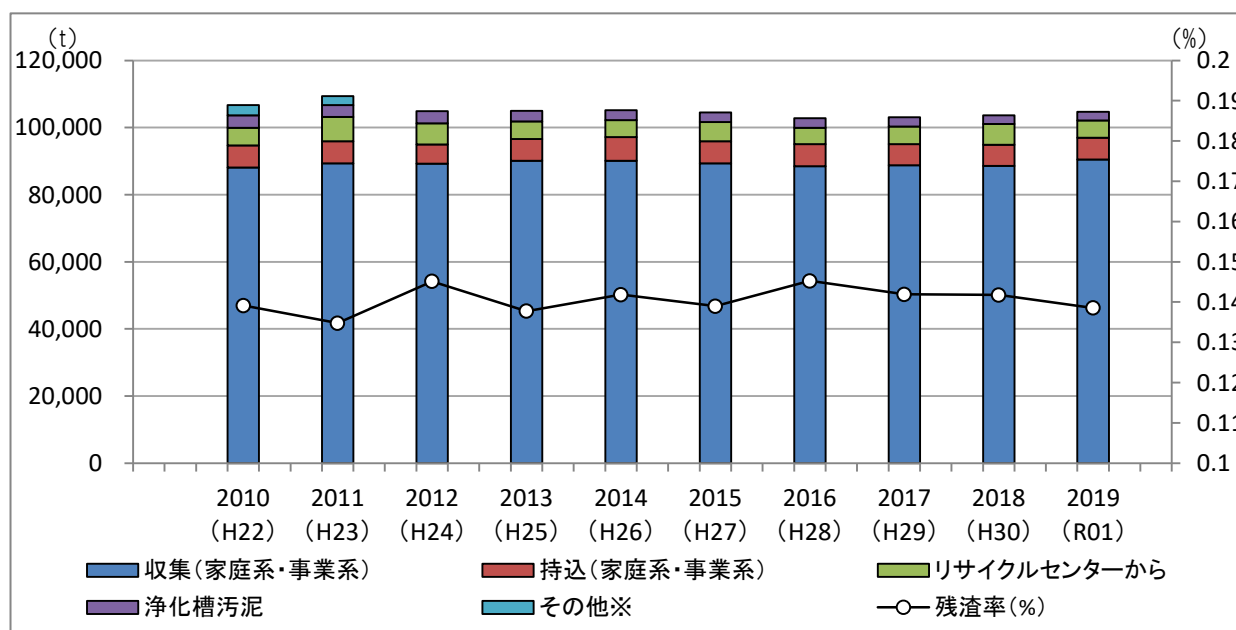


図 3-4 環境センターごみ焼却施設の搬入量及び処理量の実績

イ リサイクルセンターの搬入量及び処理量の実績

リサイクルセンターでは、不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別、空き缶・金属類の選別・圧縮の処理を行っています。処理量は増減を繰り返しています。

小型家電はリサイクル制度の確立に伴い、2013(平成25)年度以降持込ごみの中から選別し売却を行っていましたが、リサイクル品としての価値が失われたため、2019(令和元)年度からは不燃ごみとして処理をしています。一方、コード類はリサイクル品としての価値が高いため、2015(平成27)年度から選別し売却を行っています。

リサイクルセンターの搬入量及び処理量の実績を 表 3-9 及び 図 3-5 に示します。

表 3-9 リサイクルセンターの搬入量及び処理量の実績

(単位:t)

項目 \ 年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)
搬入量	7,203	8,275	7,470	6,822	6,328	6,114	6,243	6,744	7,906	7,946
収集(家庭系)	4,789	4,933	5,540	4,944	4,912	4,583	4,563	4,963	5,864	5,775
持込(家庭系)	2,379	3,289	1,854	1,865	1,403	1,519	1,639	1,740	2,001	2,140
資源から	34	52	76	13	12	12	41	41	41	31
処理量	6,412	8,275	7,477	6,615	6,441	6,985	6,245	6,742	7,909	6,619
可燃物	5,236	7,203	6,264	5,221	5,109	5,713	4,865	5,283	6,175	5,192
不燃物	280	143	141	149	152	150	147	144	155	78
金属類	735	751	906	927	813	817	898	949	1,158	1,025
処理困難物	162	178	167	229	297	236	262	279	309	310
小型家電				88	71	69	62	75	102	
コード類							11	11	11	15

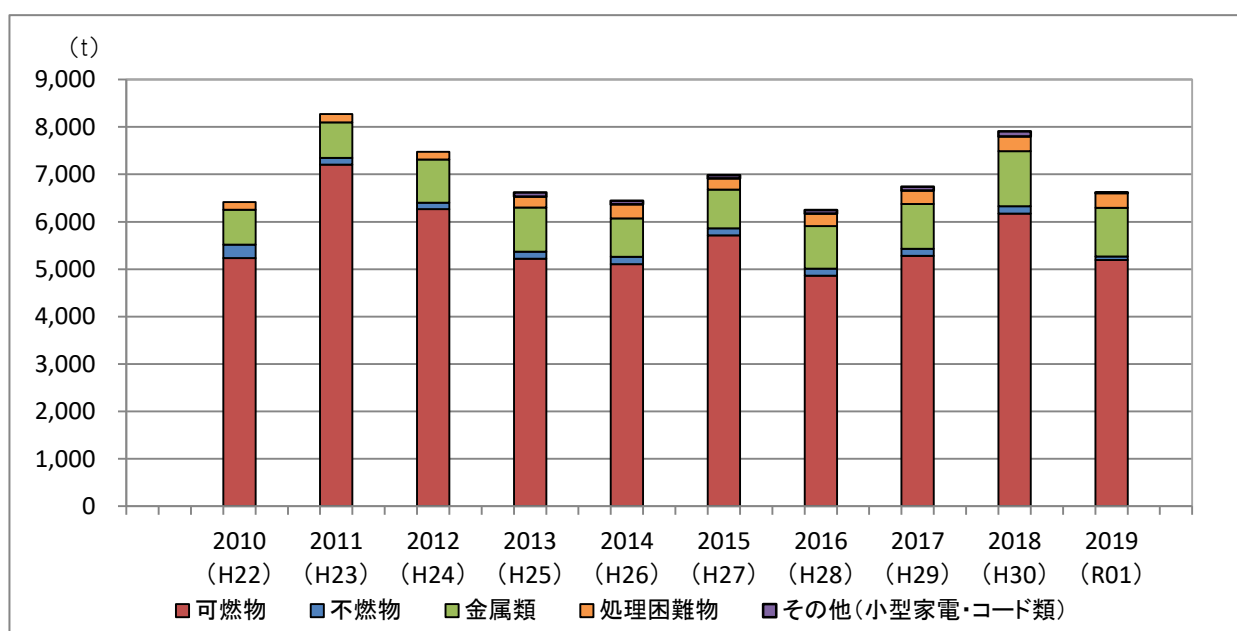


図 3-5 リサイクルセンターの搬入量及び処理量の実績

(4)最終処分場の処理実績

ごみを焼却した残渣や不燃物は、市が保有する光明寺最終処分場と民間の最終処分場で埋立処分及びセメントなどへの再資源化を行っています。光明寺最終処分場は延命化を図るため埋立量は全体の約15%で、残りの85%は民間の最終処分場での埋立と資源化施設での処理を行っています。埋立処分量は緩やかな減少傾向があります。

最終処分場の処理実績を 表 3-10 及び 図 3-6 に、資源化実績を 表 3-11 及び 図 3-7 に示します。

表 3-10 最終処分場の処理実績

(単位:t)

項目 \ 年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)
埋立処分場総量	15,866	15,592	16,010	15,117	15,951	14,806	14,593	14,509	14,094	13,940
光明寺最終処分場	9,762	2,775	3,042	2,425	3,092	2,313	2,334	2,262	2,463	2,383
焼却灰	7,698	1,298	1,773	926	1,335	935	1,324	1,034	1,089	1,195
固化物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不燃物	1,869	1,269	1,076	1,244	1,428	1,036	719	923	1,038	856
処理困難物	161	176	166	226	297	236	259	278	306	308
不適物	5	4	4	4	5	7	8	7	15	12
土	19	24	19	20	15	93	17	14	8	9
光明寺処分場水処理施設残渣	10	4	4	4	13	6	6	6	6	2
武豊町衣浦港3号地最終処分場	1,000	10,000	10,000	10,000	10,007	10,000	10,000	10,000	10,000	10,400
焼却灰	710	8,164	8,635	7,253	7,477	7,970	8,033	7,697	7,163	7,518
固化物	290	1,836	1,365	2,747	2,530	2,030	1,968	2,303	2,837	2,882
三重県伊賀市民間処分場	923	1,318	1,468	1,193	1,356	993	759	747	731	1,157
固化物	923	1,318	1,468	1,193	1,356	993	759	747	731	1,157
群馬県草津町民間処分場	4,180	1,499	1,500	1,500	1,496	1,500	1,500	1,500	900	
焼却灰	1,419	556	162	966	1,377	547	139	609	445	
固化物	2,761	942	1,338	534	119	953	1,361	891	455	

表 3-11 資源化実績

(単位:t)

項目 \ 年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)
三重県伊賀市民間処理施設(路盤材等)	698	282	132	407	244	407	441	253	269	343
名古屋市民間処理施設(路盤材等)	349	350	350	150						
兵庫県赤穂市民間処理施設(セメント原料)				280	481	689	900	1,100	1,700	1,700

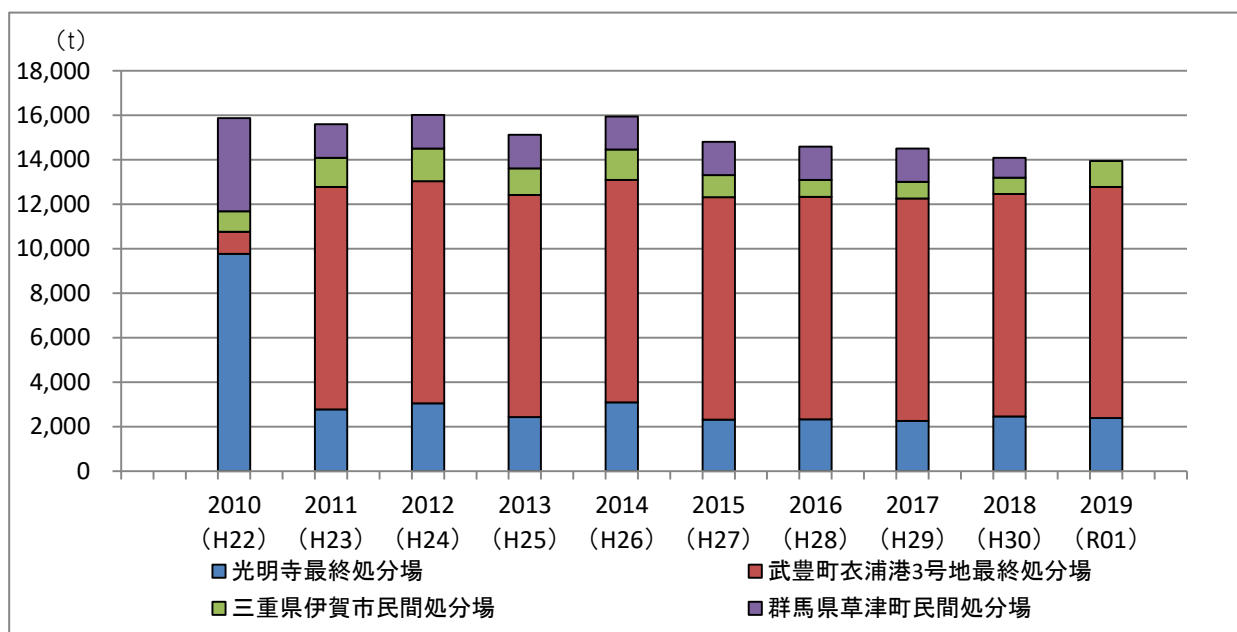


図 3-6 最終処分場の処理実績

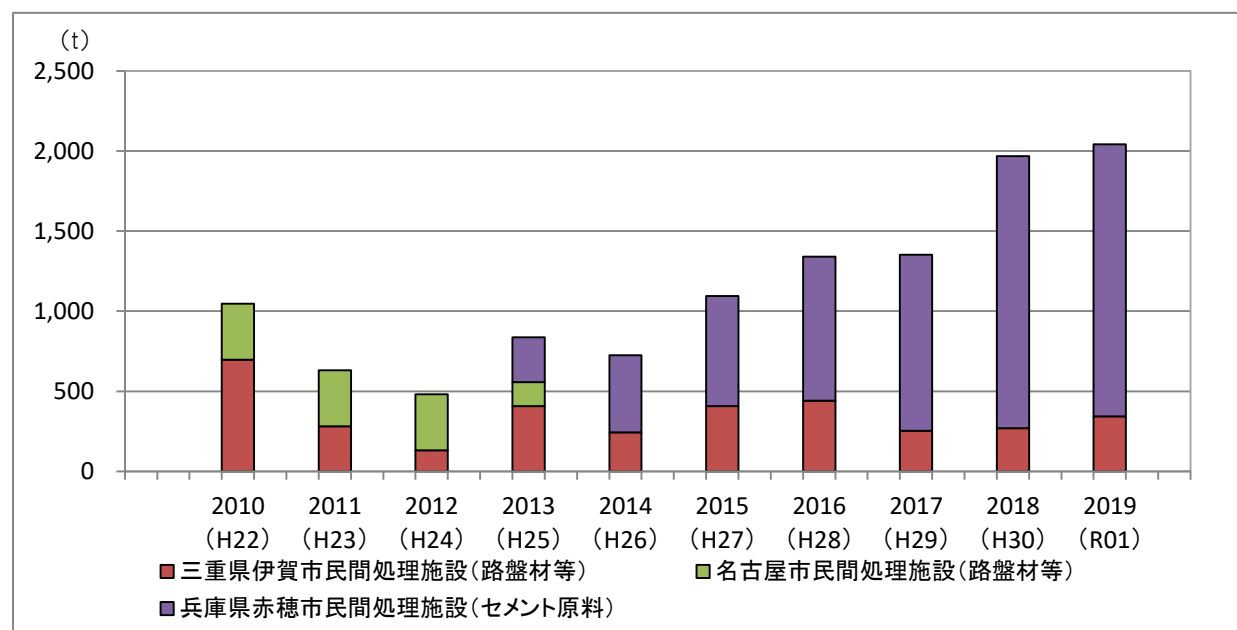


図 3-7 資源化実績

4 廃棄物処理経費

1kg当たりの処理費用、1人当たりの処理費用は、ともに大きな増減なくほぼ横ばいで推移しています。

経費の実績を 表 3-12 及び 図 3-8 に示します。

表 3-12 経費の実績

(単位:千円)

項目 \ 年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)
合計	3,729,042	3,851,744	3,433,603	3,684,840	3,382,129	3,454,466	3,427,481	3,523,168	3,305,584	3,637,193
清掃総務費	25,048	12,116	7,065	7,154	10,974	11,287	8,661	6,379	6,601	6,604
塵芥処理一般事務費	241,190	307,995	214,995	178,734	173,123	172,397	171,530	157,758	159,075	197,922
収集運搬	1,113,449	1,139,576	1,100,526	1,097,636	1,137,475	1,030,744	1,061,820	1,061,564	960,277	1,028,700
可燃収集費	878,557	910,799	875,468	872,664	910,974	807,704	834,994	840,354	740,465	826,624
不燃収集費	152,662	145,088	141,782	142,186	143,566	138,096	140,020	136,352	135,861	127,205
粗大収集費	82,230	83,689	83,275	82,785	82,936	84,944	86,805	84,858	83,952	74,871
中間処理	1,207,921	1,233,163	974,719	1,309,495	998,790	1,079,149	1,056,053	1,190,834	970,851	1,284,814
破碎管理費	216,128	144,759	137,946	186,092	166,804	230,267	230,162	225,319	210,993	304,956
焼却処理費	991,794	1,088,404	836,774	1,123,403	831,987	848,882	825,891	965,515	759,858	979,858
最終処分	336,269	398,070	396,173	404,953	399,995	408,965	412,609	406,230	405,168	399,013
埋立処理費	336,269	398,070	396,173	404,953	399,995	408,965	412,609	406,230	405,168	399,013
資源回収事業費	805,166	760,824	740,125	686,868	661,770	751,924	716,807	700,403	803,612	720,140
資源処理費	781,615	737,937	718,001	664,536	641,849	725,860	691,305	671,236	774,399	687,653
有害ごみ処理費	23,550	22,886	22,125	22,332	19,921	26,064	25,502	29,166	29,213	32,486
計画処理人口(人)	386,132	386,390	386,447	386,429	386,410	386,094	386,105	385,777	385,160	384,790
ごみ総排出量(t)	131,483	129,909	128,670	127,498	126,514	123,412	120,728	120,043	120,279	121,256
1kg当たりの処理費用(円)	28	30	27	29	27	28	28	29	27	30
1人当たりの処理費用(円)	9,657	9,969	8,885	9,536	8,753	8,947	8,877	9,133	8,582	9,452

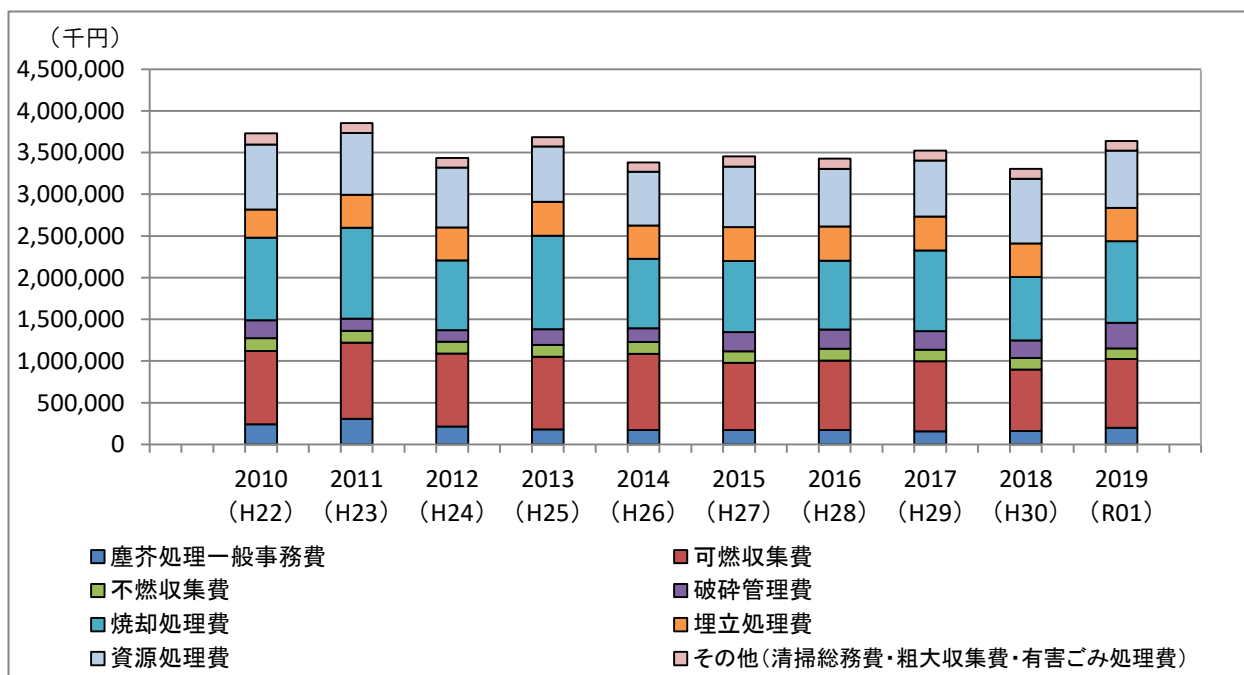


図 3-8 経費の実績

5 ごみ減量及び資源化の状況

(1)ごみ減量及び資源化の施策

これまでごみの減量及び資源化率向上のために実施してきた施策内容を 表 3-13 に示します。

表 3-13 ごみ減量及び資源化に向けた主な施策内容

項目	内容
全市域統一したごみの分別収集の実施	平成20年4月1日より全市域統一のごみ分別収集を実施し、引き続きごみ出しルールの周知徹底を図る。
「いちのみや530(ごみゼロ)作戦」の実施	1人1日53グラムのごみ減量に取り組む「いちのみや530(ごみゼロ)作戦」について、市民へ浸透を図るため以下の方策を実施する。
環境月間実施事業	市民の生活環境の保全と環境衛生意識の向上を図るため、毎年10月を環境月間と定め、清掃事業運動を全市的に展開しその普及に努める。
施設見学や出前講座	市ごみ処理施設の見学会や出前講座を開催し、ごみの減量、分別ルールを啓発するとともにごみ処理について説明する。
廃棄物減量等推進審議会事業	一般廃棄物の減量・再利用・適正処理の推進に関する調査研究及び審議を行う。
ごみ減量親子モニター事業	親子でリサイクル工場を見学することにより、子どものときからごみ減量やリサイクルに関心を持ち、知識を深めてもらう。
ごみ減量推進事業補助事業	電動生ごみ処理機、生ごみ発酵用密閉容器及び生ごみ簡易堆肥化容器の購入費用の一部を補助する。
資源回収事業推進助成事業	資源回収推進協議会等に助成金、各再生資源協同組合に交付金を支出し、登録団体に奨励金を交付することにより、資源の回収を円滑に実施する。
その他広報活動	市広報の活用、パンフレット「一宮市環境センター」、「ごみと資源の分け方・出し方辞典」、資源広報「リサイクルいちのみや」、ごみ分別アプリ「一宮市ゴミチェッカー」、環境部公式SNSアカウントの運用等により情報提供を行い、市民に対しごみ減量の啓発を行う。
プラスチックごみゼロへの取り組み	海洋生物への悪影響が懸念されている、海洋プラスチックごみの排出をなくすことを目指し、消費者、事業者、行政が一体となって、プラスチックごみゼロに向けた取り組みを進める。
エコスクール運動(学校版環境マネジメントシステム推進事業)	ごみ、電気、水量の計量から始め、環境にやさしい学校生活を送るためにはどうしていくのが良いのかを考える機会を提供している。子ども達自身が改善について検討していくことで、問題意識を深め、学校内だけではなく家庭、地域への広がりを期待している。
フードドライブ	家庭で余っている食べ物を持ち寄り、フードバンクを通じて、様々な事情から食べ物に困っている方に届ける。
資源回収事業	紙類・布類・ガラスびん類・鉄類等の資源を分別収集する。
資源の拠点回収事業	市内4か所(奥町・大和町・千秋町・北今)に資源回収拠点を設置し、毎週土・日曜日午前9時から午後3時の間、委託分別指導員のもと実施。回収品目は、町内回収資源回収品目、空き缶・金属類、ペットボトル及び使用済み植物性食用油を回収する。

(次ページに続く)

項目	内容
リサイクル展示品の譲渡	回収された粗大ごみの中から、条件の良い家具類・自転車を再生し環境センター内リサイクル展示室で2ヶ月毎に17点程度展示し、市民の方々へリサイクルの啓発を行うとともに、希望者に抽選により無料で引き渡す。
小型家電の拠点回収事業	家電製品や電子機器に含まれるレアメタル等の回収を目的として、市内の公共施設や民間店舗21か所に「小型家電回収ボックス」を設置し、9品目の小型家電を回収する。回収した小型家電は、年に1回程、小型家電認定事業者へ売却する。

(2)資源の分別収集

資源の分別収集の実績を 表 3-14 及び 図 3-9 に示します。

収集方法別にみると、町内回収資源の収集量の減少が顕著です。

表 3-14 資源の内訳

(単位:t)

項目 \ 年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)
資源総収集量	24,254	22,065	21,592	20,693	19,213	17,901	16,535	15,199	14,653	13,760
収集資源	4,821	4,433	4,528	4,613	4,626	4,376	4,159	3,994	4,243	3,992
プラスチック製容器包装	3,459	3,211	3,111	3,307	3,552	3,416	3,005	2,856	3,059	2,636
ペットボトル	565	532	560	563	548	543	537	520	529	566
空き缶・金属類	797	690	857	744	527	416	570	552	587	727
アルミ	240	179	264	258	183	141	195	183	203	269
スチール	557	510	593	486	344	276	375	368	384	458
選別資源※							48	66	68	62
アルミ							2	3	3	2
スチール							12	15	15	13
ガラスびん							8	10	11	9
ペットボトル							26	38	38	38
町内回収資源	16,004	14,353	13,738	12,879	11,461	10,515	9,600	8,629	8,040	7,563
紙類	13,183	11,649	11,126	10,373	9,193	8,382	7,656	6,795	6,284	5,885
新聞	6,806	5,942	5,686	5,347	4,774	4,338	3,991	3,463	3,112	2,842
雑誌	3,998	3,475	3,367	3,126	2,692	2,416	2,162	1,941	1,816	1,738
段ボール	2,249	2,106	1,956	1,787	1,621	1,529	1,406	1,297	1,261	1,211
紙パック	131	125	117	113	104	98	96	95	95	94
布類	861	833	796	732	614	548	466	427	410	404
ガラスびん	1,841	1,752	1,705	1,673	1,558	1,490	1,385	1,317	1,251	1,183
有害ごみ	119	119	111	101	97	96	93	91	96	91
拠点回収資源	1,785	1,769	1,882	1,713	1,673	1,582	1,466	1,362	1,256	1,203
ペットボトル	29	32	36	38	40	41	42	43	47	46

(次ページに続く)

項目 \ 年度		2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)
	空き缶・金属類	42	44	46	47	49	52	56	48	48	46
	アルミ	17	18	18	18	19	19	19	18	18	18
	スチール	25	27	28	29	30	34	38	31	30	28
	紙類	1,449	1,404	1,418	1,297	1,222	1,144	1,059	988	893	834
	新聞	677	659	640	585	548	508	468	418	372	338
	雑誌	574	559	543	480	454	424	381	354	328	310
	段ボール	187	177	224	222	211	203	202	207	184	176
	紙パック	11	10	10	10	10	9	9	10	9	10
	布類	118	123	129	120	110	95	82	74	68	67
	ガラスびん	137	149	193	210	251	244	209	190	176	179
	有害ごみ	0	0	0	0	0	0	12	11	13	16
	小型家電	9	17	60	1	1	5	6	6	10	15
	集团回収資源	1,643	1,511	1,444	1,487	1,452	1,428	1,310	1,214	1,114	1,002
	紙類	1,573	1,446	1,382	1,415	1,382	1,358	1,247	1,155	1,057	952
	新聞	810	752	706	726	695	671	623	553	499	438
	雑誌	440	399	390	387	390	382	340	315	279	265
	段ボール	309	283	275	291	285	294	273	276	269	240
	紙パック	14	13	11	11	12	11	11	11	11	9
	布類	53	49	47	58	57	57	50	46	45	39
	空き缶・金属類	17	16	15	14	14	13	13	12	12	11
	アルミ	14	14	12	11	11	11	11	10	10	9
	スチール	3	2	3	3	3	2	2	2	3	1

選別資源※：他の資源を収集後選別処理した際に発生する資源

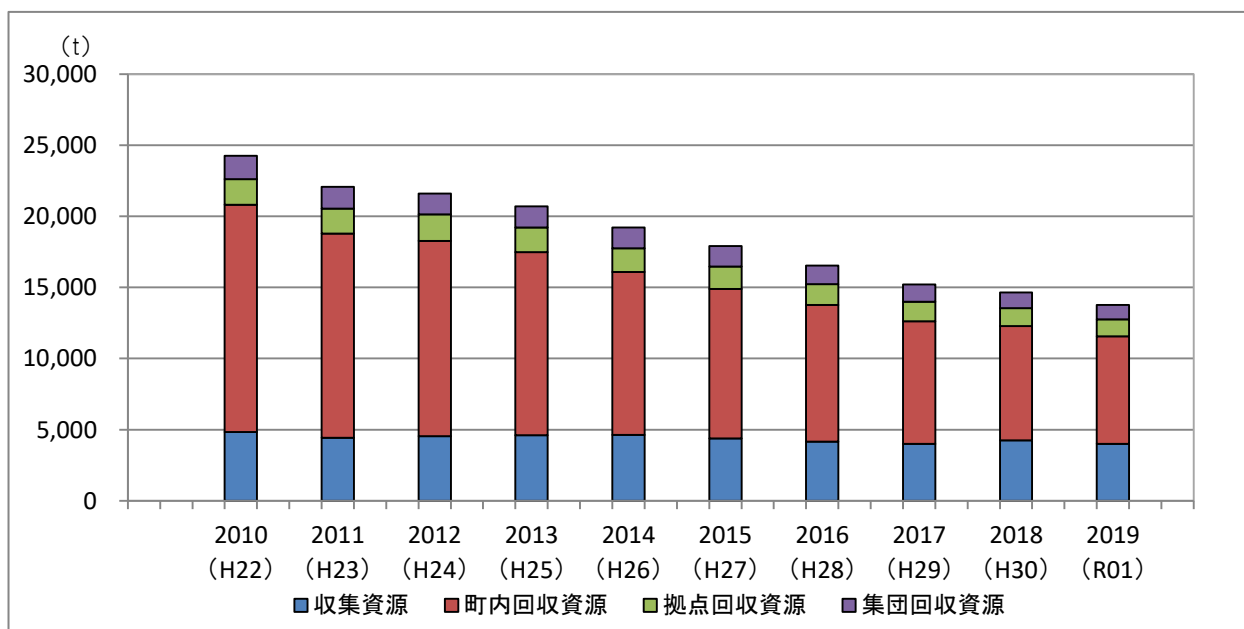


図 3-9 資源の内訳

(3) 電動生ごみ処理機等購入補助事業

生ごみの資源化及び減量を目的として、生ごみ簡易たい肥化容器「コンポスト」、生ごみ発酵用密閉容器、電動生ごみ処理機の購入に対して、補助を実施しています。

電動生ごみ処理機等購入費補助事業実績を 表 3-15 及び 図 3-10 に示します。

表 3-15 電動生ごみ処理機等購入費補助事業実績

項目 \ 年度		2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)
総数	交付件数(件)	227	171	124	111	103	123	167	120	146	113
	交付数	271	196	143	122	121	146	196	139	178	129
生ごみ簡易 たい肥化容器	交付件数(件)	84	76	44	32	30	54	84	56	73	49
	交付数(基)	98	86	51	38	37	66	104	70	94	62
生ごみ発酵用 密閉容器	交付件数(件)	64	33	31	14	20	20	24	21	21	13
	交付数(個)	94	48	43	19	31	31	33	26	32	16
電動 生ごみ処理機	交付件数(件)	79	62	49	65	53	49	59	43	52	51
	交付数(台)	79	62	49	65	53	49	59	43	52	51

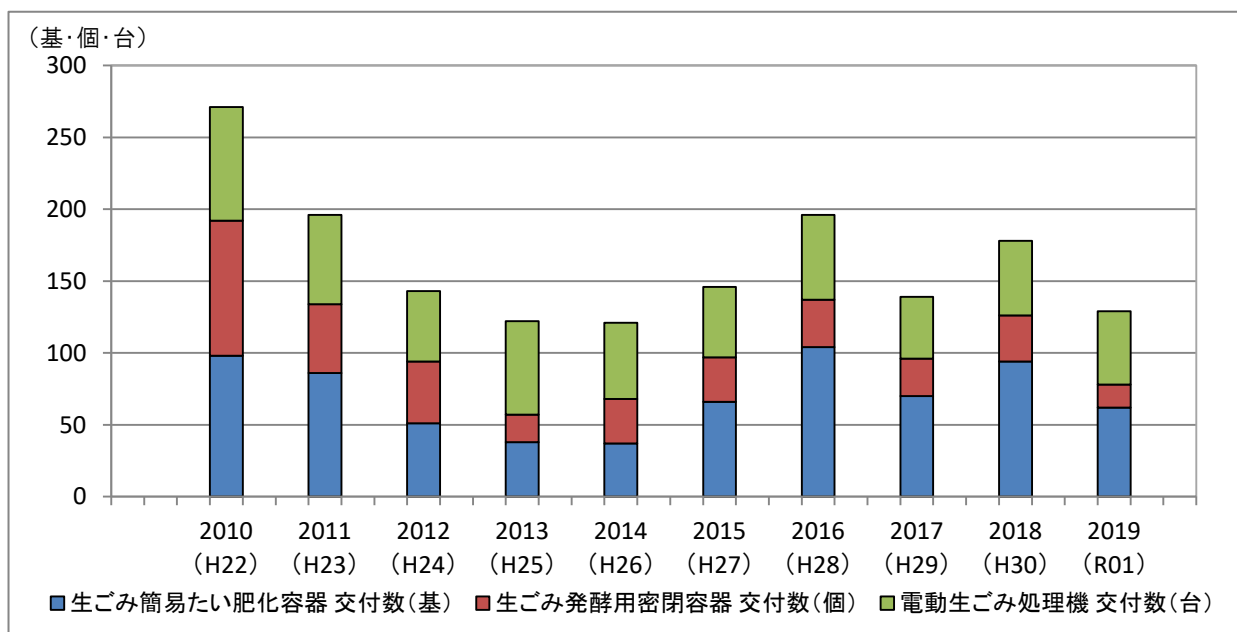


図 3-10 電動生ごみ処理機等購入費補助事業実績

第4章 ごみ処理の現状に係る課題

1 1人当たりのごみ排出量の下げ止まり

前計画では、1人1日当たりの家庭系ごみ(資源を除く)の排出量の2020(令和2)年度の目標値を530gと設定し、ごみ出しルールの統一、指定ごみ袋制度や資源の分別収集の開始、一般廃棄物処理手数料の見直し、ごみ分別アプリ(ゴミチェッカー)の導入、電動生ごみ処理機等購入補助事業の継続実施により、ごみ排出量の削減に取り組んできました。

しかし、後述の人口の推計(表 5-2)のとおり、人口は年々微減傾向のある中で、家庭系ごみ(資源を除く)の排出量は横ばい傾向が続いており、1人1日当たりのごみ排出量についても2019(令和元)年度時点で572gとなっています。その大きな要因としては、家庭系ごみの下げ止まりが挙げられます。原因の一つとして、景気変動による生産量、購買意欲などの変化が考えられます。なお、本市のごみ排出量は、内閣府が公表している景気動向指数の変動状況と似通った変動となっています。

このような中で、家庭系ごみに着目すると、2019(令和元)年度に実施した「可燃ごみ」の組成調査からは、生ごみが約45%あり、そのうち手つかず、未開封食品が約5%含まれている等、更なるごみ減量につながる調査結果が判明しています。

このような状況から、本市としては、家庭系ごみの更なるごみの減量に向けた取り組みを検討する必要があります。

2 資源化率の低下

資源化率は、ごみの総排出量に対して資源としてリサイクルされた量を率として示すものです。資源化率が高いほど資源として活用される量が多く、ごみとして処分する量が少なくなり、本市が目指す循環型社会の構築に寄与することになります。

前計画では、資源化率の目標値を30%として、家庭系ごみの分別や町内回収資源の継続実施をはじめ、容器包装リサイクル法に沿ったリサイクル体制の構築や小型家電リサイクル等の新たな取り組みにより資源化率の向上に取り組んできました。

しかし、資源化率については、24.5%であった2008(平成20)年度以降下降が続いており、2019(令和元)年度時点で14.2%となっています。その要因としては、ペーパーレス化に加え、生活様式の多様化に対応した民間事業者による拠点回収場所の増加により、市が行う行政回収に排出される資源量が減少していること等が影響していると考えられます。

このような資源化率の低下に歯止めをかけ、資源循環型社会の進展に資するには、可燃ごみの14%を占める再生利用可能な紙類(前述の「可燃ごみ」の組成調査)の資源化や事業系ごみに含まれる紙類等の再生可能なごみの分別の徹底を図る等、市民、事業者、行政が協働して積極的な資源化率向上施策の展開を図ることが必要です。

また、国は2022(令和4)年度からプラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括回収することにより、リサイクル率を向上させる戦略を検討しています。国の動向を注視し、資源化率の向上に努める必要があります。

3 不燃ごみ、粗大ごみの増加

不燃ごみの排出量は増減を繰り返しながら、2019(令和元)年度に6,923tとなっており、10年前の2010(平成22)年度の6,999tとほぼ変わらない状況で推移しています。また、粗大ごみの排出量は、2010(平成22)年度の408tから増加が続いており、2019(令和元)年度に947tとなっています。その大きな要因としては、終活などによる片付けや、消費税の増税に伴う買い替え、生活様式の変化が考えられます。

2020(令和2)年度に実施した「不燃ごみ」の組成調査からは、プラスチック製容器包装や空き缶・金属類が16.4%含まれており、本来資源として処理されるものが不燃ごみに混入している調査結果が判明しています。このような状況から、本市としては、ごみの分別ルール of 徹底により資源化率の向上に向けた取り組みを検討する必要があります。

また、国は2022(令和4)年度からプラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括回収することにより、リサイクル率を向上させる戦略を検討しています。不燃ごみからプラスチック製品が除かれればさらに不燃ごみが減量することになることから、国の動向を注視しながら進める必要があります。

4 ごみ処理施設の整備

環境センターごみ焼却施設は、1998(平成10)年3月に供用を開始し、2020(令和2)年で23年となります。2014(平成26)年度から2017(平成29)年度まで基幹的設備改良工事を行い、2032(令和14)年まで稼働ができるようになりましたが、今後、次期施設整備について長期的に検討する必要があります。

光明寺最終処分場は、2020(令和2)年3月末時点の残余容量は20,355m³であり、全体の実埋立容量90,852m³のうち約8割が埋め立てられた状態です。民間の最終処分場を活用し、焼却灰の埋め立てやリサイクル等を行っていますが、最終処分量を削減する施策や次期最終処分場の施設整備について検討する必要があります。

第5章 ごみ処理基本計画

1 基本理念

本計画では、「環境負荷の少ない循環を基調としたまちづくり」を基本理念とします。

基本理念	環境負荷の少ない循環を基調としたまちづくり
------	-----------------------

2 基本方針と基本施策

本計画における基本方針を「ごみの減量・資源化の推進」及び「適正処理の推進」とし、実施する施策を 表 5-1 に示します。

表 5-1 基本方針と基本施策

基本方針	基本施策	施策内容
ごみの減量・資源化の推進	4Rの推進	発生回避(リフューズ)の推進
		発生抑制(リデュース)の推進
		再利用(リユース)の推進
		再生利用(リサイクル)の推進
	家庭系ごみ、事業系ごみの分別・減量・資源化の推進	啓発・情報発信の推進
		生ごみの減量と水切りの推進
		事業者自身の排出抑制と処理責任の徹底
		事業系生ごみ、紙類のリサイクルの推進
	環境学習の推進	市民を対象とした出前講座の推進
		施設見学、イベントによるごみに対する理解の普及
		小中学校における節電、節水、ごみ減量などの取り組みの支援
適正処理の推進	安定的な廃棄物収集・処理	安定した収集運搬体制の構築
		現有施設の安全な運転体制と維持管理の確保
		最終処分場の適正な維持管理
	収集体制の効率性、廃棄物処理体制の検討	効率的な収集体制の構築
		施設事故が発生した場合の処理体制の確保
		最終処分場の延命化及び次期施設の整備
	不法投棄などの防止対策の推進	広報、市ウェブサイト等による啓発
		パトロールによる監視強化
		警察等関連機関との連携

【 4Rとは 】

- 1.Refuse(リフューズ) : 不要なものは断る
- 2.Reduce(リデュース) : ごみを減らす
- 3.Reuse(リユース) : 繰り返し使う
- 4.Recycle(リサイクル) : 資源化する

4Rとは、上記の4つの頭文字を取ったものです。
本市ではごみを減らすためにこの4Rを推進しています。

3 ごみの発生量の見込み

(1)計画収集人口の将来予測

計画収集人口の将来予測結果を 表 5-2 及び 図 5-1 に示します。

今後総人口は減少し、高齢化率はさらに上昇する見込みです。

なお、この将来予測は「第2期一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された国立社会保障・人口問題研究所(社人研)準拠推計をもとにしています。

表 5-2 計画収集人口の将来予測

(単位:人)

年度		総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳～)
実績	2010 (H22)	386,132	57,738 (15.0%)	245,280 (63.5%)	83,114 (21.5%)
	2011 (H23)	386,390	57,216 (14.8%)	243,643 (63.1%)	85,531 (22.1%)
	2012 (H24)	386,447	56,368 (14.6%)	240,665 (62.3%)	89,414 (23.1%)
	2013 (H25)	386,429	55,622 (14.4%)	238,165 (61.6%)	92,642 (24.0%)
	2014 (H26)	386,410	54,750 (14.2%)	235,712 (61.0%)	95,948 (24.8%)
	2015 (H27)	386,094	53,757 (13.9%)	234,160 (60.6%)	98,177 (25.4%)
	2016 (H28)	386,105	52,991 (13.7%)	233,202 (60.4%)	99,912 (25.9%)
	2017 (H29)	385,777	52,213 (13.5%)	232,233 (60.2%)	101,331 (26.3%)
	2018 (H30)	385,160	51,359 (13.3%)	231,397 (60.1%)	102,404 (26.6%)
予測	2019 (R01)	384,790	50,577 (13.1%)	231,198 (60.1%)	103,015 (26.8%)
	2030 (R12)	364,793	42,538 (11.7%)	218,688 (59.9%)	103,567 (28.4%)

※ 予測は社人研準拠推計をもとにし、年度末 3月31日 時点の推計値を記載

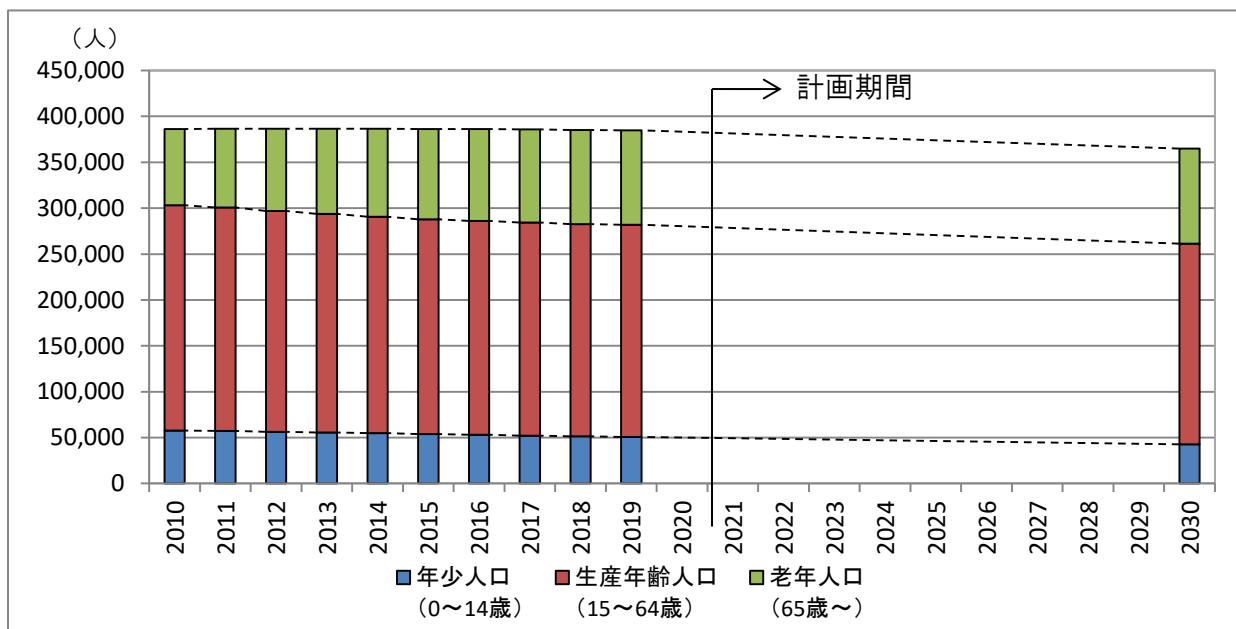


図 5-1 計画収集人口の将来予測

(2)現況継続時での将来推計

本計画に使用するごみ発生量の将来推計のうち、図 5-2 では新しい対策をせずに、現在の各種施策を継続した場合のごみ発生量の将来推計を表しています。

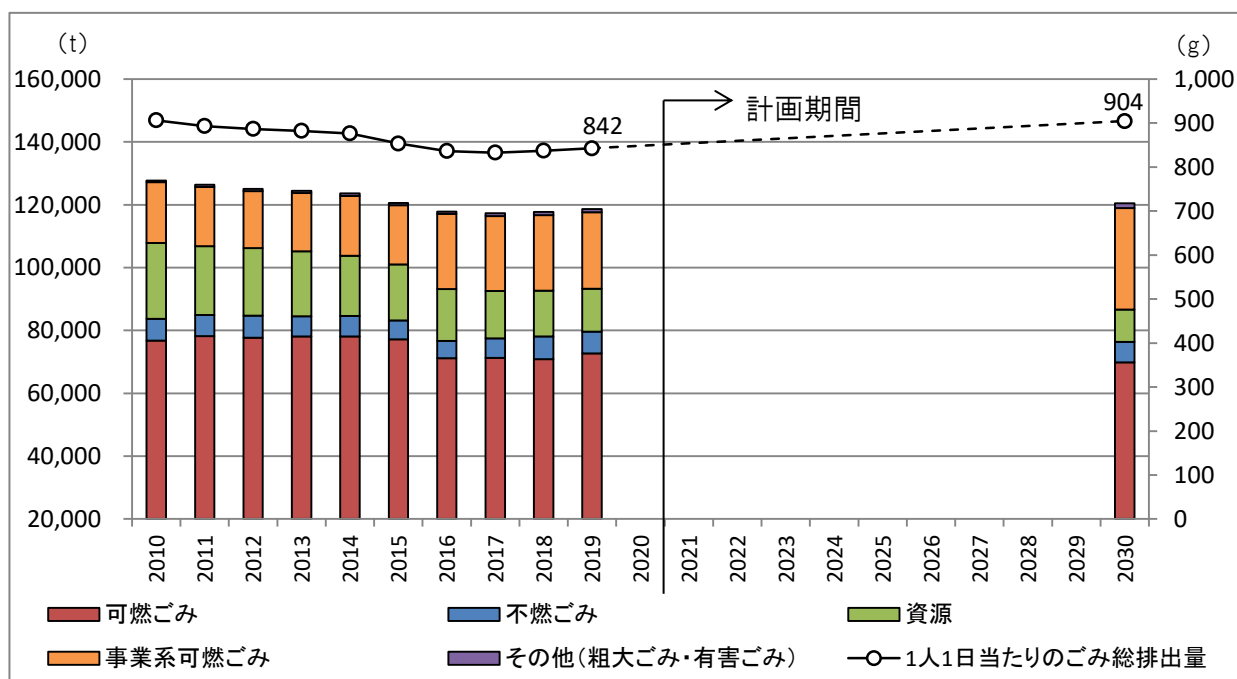


図 5-2 現況継続時でのごみ発生量の将来推計

(3)ごみ処理に関する成果指標

本市のごみ総量及び1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向と推計されています。市民、事業者、行政が一体となりごみの減量及び資源化の推進に取り組まなければなりません。

そこで、本計画の計画年度である2030(令和12)年度に向けて、減量・資源化の成果指標を表 5-3 のとおり設定します。

なお、1人1日当たりのごみ排出量は、前計画では家庭系ごみ(資源を除く)の排出量でしたが、本計画では家庭系ごみ(資源)や事業系ごみ(浄化槽汚泥を除く)を含めた排出量とします。

表 5-3 減量・資源化の成果指標

項目	2019(令和元)年度	2030(令和12)年度
	実績値	成果指標
1人1日当たりのごみ排出量	842g	770g
資源化率	14.2%	17.5%

(4)成果指標を加味した場合の将来推計

ごみの発生抑制・減量や資源化について、市民、事業者、行政の三者が一体となって、成果指標の実現のため、先に示した基本施策に取り組むことによる将来予測を 図 5-3 に示します。

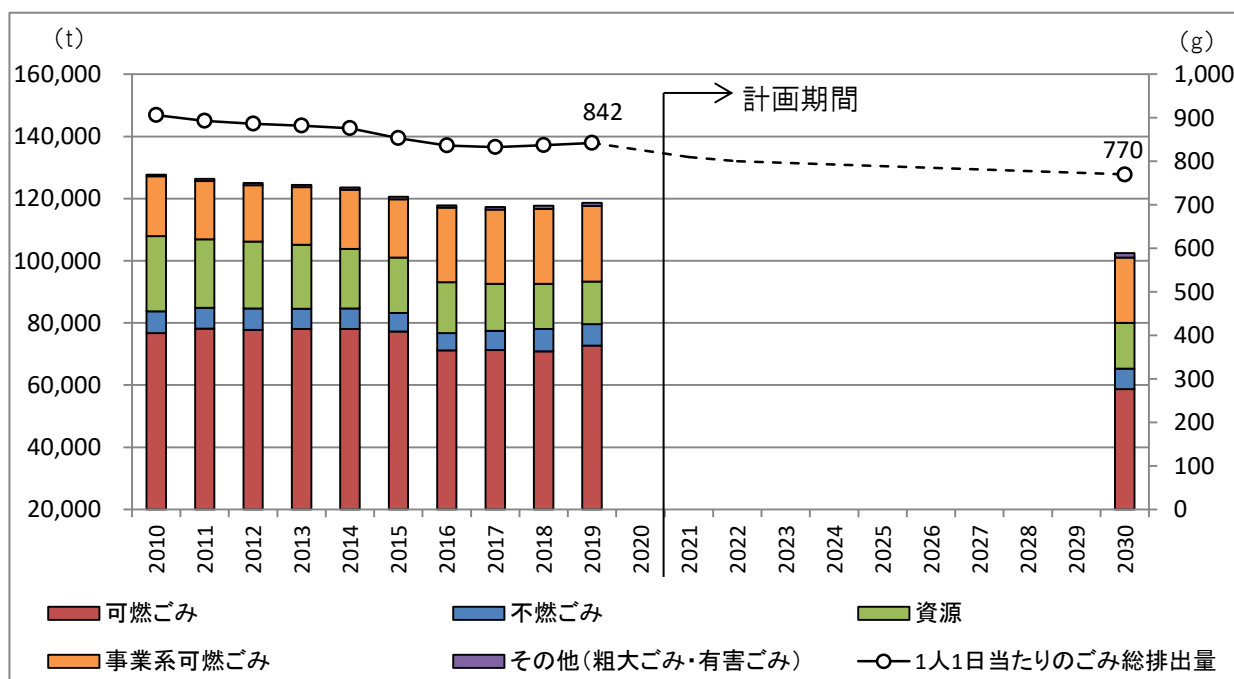


図 5-3 施策実施時でのごみ発生量の将来推計

4 ごみ処理に関する各主体の役割

(1)市の役割・検討すべき施策

市は一般廃棄物の排出状況を把握し、市民・事業者に対してごみの減量・資源化、環境問題への関心を高めるため、普及啓発、環境学習、指導等の事業を行い、市民・事業者による自主的な取り組みを促進します。

また、市は目標達成に向けて1人1日53グラムのごみ減量に取り組む「いちのみや530(ごみゼロ)作戦」をはじめとした必要な施策を実施するとともに、適正な中間処理及び最終処分を行いながら、一般廃棄物の適正な処理と循環利用を進めます。

さらには、ごみ減量の対策案の一つとしてごみ袋の有料化を検討します。

(2)市民の役割

市民は、使い捨ての商品を避け、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努め、商品の使用に当たっては長時間使用することに努め、自ら排出するごみの抑制に取り組めます。

ごみ減量の行動としては食品の食べきりや使いきりの食品ロス削減や生ごみの水切りに協力し、資源化の行動としては家庭内での分別の徹底に加え雑がみの分別を進めます。

(3)事業者の役割

事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動におけるすべての過程において、自らが排出するごみの発生抑制や資源化に努めるほか、その際、環境物品等の使用促進や使い捨ての商品の使用抑制等により、環境負荷の少ないグリーン製品やサービスを提供するなど環境に配慮した取り組みを進めます。

事業活動で生じた廃棄物は、自己の責任において、適正に処理又は資源化に取り組めます。

また、外食産業においては小盛りメニューの導入など、工夫した食べ残しの減量策を行い、情報の発信に努めます。

5 家庭ごみの種類及び分別の区分

(1)計画収集人口

3の(1)で予測した人口を計画収集人口とします。

(2)収集対象ごみの分別区分

本市の家庭ごみの分別の区分と対象物を 表 5-4 に示します。国は2022(令和4)年度からプラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括回収することにより、リサイクル率を向上させる戦略を検討しています。

表 5-4 家庭ごみの分別区分と対象物

分別区分			対象物
ごみ	可燃ごみ		台所ごみ、資源にならない紙や布類、ゴム・皮革製品類、草・枝・木くず、汚れの落ちにくいプラスチック製容器包装など
	不燃ごみ		ガラス・陶磁器類、プラスチック製品類(容器包装を除く)、家電・小型機器類など
	粗大ごみ		指定ごみ袋に入らない、縦・横・高さのいずれかが60cm以上のもの、大きさに関係なく6kg以上のもの
資源	収集資源	プラスチック製容器包装	カップ類、トレイ類、パック類、袋・ラップ類、ボトル類、キャップなど
		ペットボトル	清涼飲料、しょうゆ、酒類、乳飲料用など
		空き缶・金属類	スチール缶、アルミ缶、スプレー缶、なべ・やかん・フライパン・食器など
	町内資源	紙類	新聞紙・チラシ、雑誌、雑がみ(名刺サイズ以上で再生できる紙)、段ボール、紙パック
		布類	古着、毛布、シーツ、カーテン
		ガラスびん	飲料用、食料用、化粧品用など
		有害ごみ	蛍光管、乾電池、鏡、水銀式体温計、水銀式血圧計
	拠点回収資源	ペットボトル、空き缶・金属類、紙類、布類、ガラスびん、使用済み植物性食用油、有害ごみ	上記「収集資源(プラスチック製容器包装を除く)」及び「町内回収資源」を参照
		小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電子辞書、携帯音楽プレーヤー、電子ゲーム機器、電卓、ポータブルカーナビ、ACアダプタ、小型充電式電池(リチウムイオン電池等)が取り外しにくい小型家電
	集団回収資源	紙類、布類、空き缶類	新聞紙・チラシ、雑誌、雑がみ(名刺サイズ以上で再生できる紙)、段ボール、紙パック、古着、毛布、シーツ、カーテン、スチール缶、アルミ缶、スプレー缶
家庭から排出される一時多量ごみ			-

(3)収集方法及び収集回数

家庭ごみの収集方法及び収集回数は現状と同様とし、表 5-5 に示します。

表 5-5 収集方法及び収集回数

分別区分			収集方法	回数
ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	集積場所収集	週2回
	不燃ごみ	不燃ごみ	集積場所収集	月2回
	粗大ごみ	粗大ごみ	有料戸別収集	週1回（5点まで）
資源	収集資源	プラスチック製容器包装	集積場所収集	週1回
		ペットボトル	集積場所収集	月2回
		空き缶・金属類	集積場所収集	月2回
	町内資源	紙類	回収場所収集	月1回
		布類	回収場所収集	月1回
		ガラスびん	回収場所収集	月1回
		有害ごみ	回収場所収集	月1回
	拠点回収資源	ペットボトル、空き缶・金属類、紙類、布類、ガラスびん、使用済み植物性食用油、有害ごみ	市内4ヵ所に設置された資源回収拠点から収集	土曜日・日曜日 午前9時から午後3時まで
		小型家電	市内21ヵ所に設置された小型家電回収ボックスから収集	各施設の開場時間内

6 ごみの適正な処理及びこれを実施する者

本市のごみの収集区分別の処理主体と収集方法及び処理施設を 表 5-6 に示します。

これらの体制をとりながら収集・運搬については、委託業者や許可業者へ適正処理の指導を行うとともに、ごみの分別区分や排出量に基づいて、安定した中間処理及び最終処分・資源化を進めます。

表 5-6 区分別の処理主体と処理方法及び処理施設

分別区分		収集運搬	中間処理			最終処分・資源化	
		主体	主体	方法	施設等	主体	方法
ごみ	可燃ごみ	市(直営) 市(委託)	市(直営)	焼却処理 (焼却灰は一部 資源化)	環境 センター ごみ 焼却施設	市(直営) 市(委託)	埋立処理
	不燃ごみ	市(委託)	市(直営)	破碎処理後、 焼却処理、 コード類は選別 後資源化	リサイクル センター	市(直営) 市(委託)	埋立処理
	粗大ごみ	市(委託)				資源化(売却)	
						市(委託)	資源化
収集資源	プラスチック製容器包装	市(直営) 市(委託)	市(委託)	選別・圧縮固縛	-	(公財)日本容器包装リサイクル協会へ引き渡す	
	ペットボトル	市(委託)	市(委託)	選別・圧縮固縛	-	(公財)日本容器包装リサイクル協会へ引き渡す	
	空き缶・金属類	市(委託)	市(直営)	選別・圧縮固縛	リサイクル センター	資源化(売却)	
町内資源	紙類	市(協定)	再生業者へ引き渡す			-	
	布類	市(協定)				-	
	ガラスびん	市(協定)				-	
	有害ごみ	市(協定)	市(直営)	選別	リサイクル センター	(公社)全国都市清掃会議等へ引き渡す	
拠点回収資源	ペットボトル、空き缶・金属類、紙類、布類、ガラスびん、使用済み植物性食用油	排出者	再生業者へ引き渡す			-	
	有害ごみ	排出者	市(直営)	選別	リサイクル センター	(公社)全国都市清掃会議等へ引き渡す	
	小型家電	排出者	市(直営)	ボックスから 回収後選別	リサイクル センター	資源化(売却)	
			リネットジャパンリサイクル(株) による宅配便回収		-	-	

(1)収集・運搬計画

収集・運搬体制については、当面、現状の収集・運搬体制を維持していくものとしませんが、今後の排出状況や社会状況に応じて、収集方式、収集頻度等は見直していきます。

また、最適な配車計画や業務管理のシステム化を進めることにより、収集・運搬体制の効率化を図っていくものとしします。今後、高齢化がさらに進むと予想されることから、高齢者がいる世帯に対応したサービスの提供についても検討します。

事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者については、現在の業者数で既に適切な収集・運搬体制は確保されていると考えられるため、今後は新たな許可は原則として認めないものとしします。

(2)中間処理計画

中間処理については、当面は現状の中間処理体制を維持していくものとしします。

排出されたごみについては、本市の中間処理施設、民間処理施設で極力減容・資源化することにより最終処分への負担をできるだけ軽減するものとしします。

(3)最終処分計画

最終処分については、当面は現状の最終処分体制を維持するものとししますが、光明寺最終処分場の残余容量が少なくなっていることから、ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量・減容に努めていくものとしします。

さらに、光明寺最終処分場の延命化を図るため、環境センターごみ焼却施設で発生する焼却残渣を民間の最終処分場に搬出し、埋立処分及び資源化するものとしします。

7 廃棄物処理施設の整備

(1)環境センターごみ焼却施設

現施設は1998(平成10)年3月に供用を開始しました。2014(平成26)年度から2017(平成29)年度まで基幹的設備改良工事を実施し、焼却炉やボイラー等を更新することで、二酸化炭素排出量の削減及び2032(令和14)年度までの延命化が図られました。

今後の整備については、国が推進するごみ処理の集約・広域化を念頭に、隣接する稲沢市と共に長期的な検討を行っていきます。

(2)リサイクルセンター

現施設はPFI方式に準じたDBO方式を採用し建設から運営まで行うもので、2013(平成25)年3月に供用を開始しました。2027(令和9)年度まで管理運営業務をPFI事業者へ委託しています。

今後の整備については、環境センターごみ焼却施設と同様に国が推進するごみ処理の集約・広域化を念頭に、隣接する稲沢市と共に長期的な検討を行っていきます。

(3)光明寺最終処分場

現施設は第1期分として2004(平成16)年4月に供用を開始しました。埋立残余容量は、全埋立容量の2割の状況です。

今後の整備については、第1期分の埋立終了予定である2028(令和10)年度までに第2期分を整備する計画です。また、浸出水処理施設の延命化工事も進めます。

(4)尾西清掃事業所

現事業所はごみ焼却施設を2008(平成20)年4月1日に、粗大ごみ施設、保管施設、し尿施設を2013(平成25)年3月31日に休止し、閉鎖しました。現在は、車庫棟を活用して土・日曜日に資源回収を行っています。

今後施設を解体し、有効な跡地利用の検討を行っていきます。

8 その他

(1)4Rの推進

ごみの減量は、まず、ごみとなるものを持ち込まない、余分なものを作らない、買わない、ものを長く大事に使うなど、リフューズ(不要なものは断る)とリデュース(ごみを減らす)に努めるとともに、詰め替え商品の活用などリユース(繰り返し使う)を徹底した上で、リサイクル(資源化する)を推進することが重要です。

4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)の取り組みを進め、環境にも家計にもやさしい暮らしづくりを進めます。

(2)家庭系ごみ、事業系ごみの分別・減量・資源化の推進

生ごみのうち約80%は水分です。簡単に実践できる水切りを周知することでごみの減量を進めます。また、可燃ごみには、紙類やプラスチック製容器包装、不燃ごみの中には空き缶やペットボトルなど資源が混入されています。分別を徹底することでさらなる資源化を進めます。

(3)食品ロスの削減

「食品ロス」と呼ばれる、まだ食べられる食品が、1人1日茶碗1杯分発生しています。

買い物時から使用時までにご食品ロスを出さないような意識、賞味期限・消費期限等について正しい理解が広まるよう周知啓発などを進めます。

(4)不法投棄対策

市内で発生するごみの不法投棄量は減少傾向にありますが、依然として多くの不法投棄が発生しています。

今後も引き続き、警察などの関連機関と連携して不法投棄の監視に努めるとともに、広報、市ウェブサイト等を活用した啓発活動を推進します。

(5)災害廃棄物処理対策

災害時には多量の廃棄物が発生することが予想され、復興、復旧の大きな妨げとなることから、迅速に適正処理する必要があります。

本市では2017(平成29)年度に「災害廃棄物処理計画」を策定していますが、環境省や愛知県から新しい情報を収集するとともに、国の「震災廃棄物対策指針」や「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づき、本市の「地域防災計画」との整合を図りながら「災害廃棄物処理計画」の見直しを進めます。

第6章 生活排水処理の現況

1 生活排水を取り巻く社会情勢

(1)関係法令の概要

○水質汚濁防止法(1970(昭和45)年公布)

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。

○浄化槽法(1983(昭和58)年公布)

公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

○下水道法(1958(昭和33)年公布)

公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。

(2)国・県の動向

国は、生活排水対策の推進にあたり、水質汚濁防止法により、生活排水対策に係る各主体(行政、国民)の責務の明確化や、浄化槽法によるし尿処理等を規定しました。

また、2014(平成26)年1月に、国土交通省・農林水産省・環境省の3省合同で、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」(以下、「三省構想マニュアル」という。)を公表しています。

これは、生活排水処理施設整備計画の策定に当たって、生活排水処理施設の早期概成を目指すとともに、既整備施設の効率的な維持管理・運営についても考慮するよう示したものです。

愛知県は、2003(平成15)年に「生活排水対策に関する基本方針」を策定し、県民、事業者と県や市町村の行政が、公平かつ適切な役割分担のもとに、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る施策を総合的かつ計画的に実施するための基本事項について定めています。

また、2016(平成28)年7月には「三省構想マニュアル」に基づき愛知県が取りまとめる県内市町村の污水处理施設の整備に関する総合的な構想である全県域污水適正処理構想を見直しています。

2 生活排水処理の概要

下水道による処理区域のうち、単独公共下水道（東部処理区、西部処理区）の区域の生活排水は、市の浄化センター（東部浄化センター、西部浄化センター）で処理し、流域関連公共下水道（日光川上流処理区、五条川右岸処理区）の区域の生活排水は、愛知県の浄化センターで処理しています。

その他の区域におけるし尿と浄化槽汚泥については、し尿処理施設の一宮市衛生処理場で処理しています。生活排水処理の概略フローを 図 6-1 に示します。

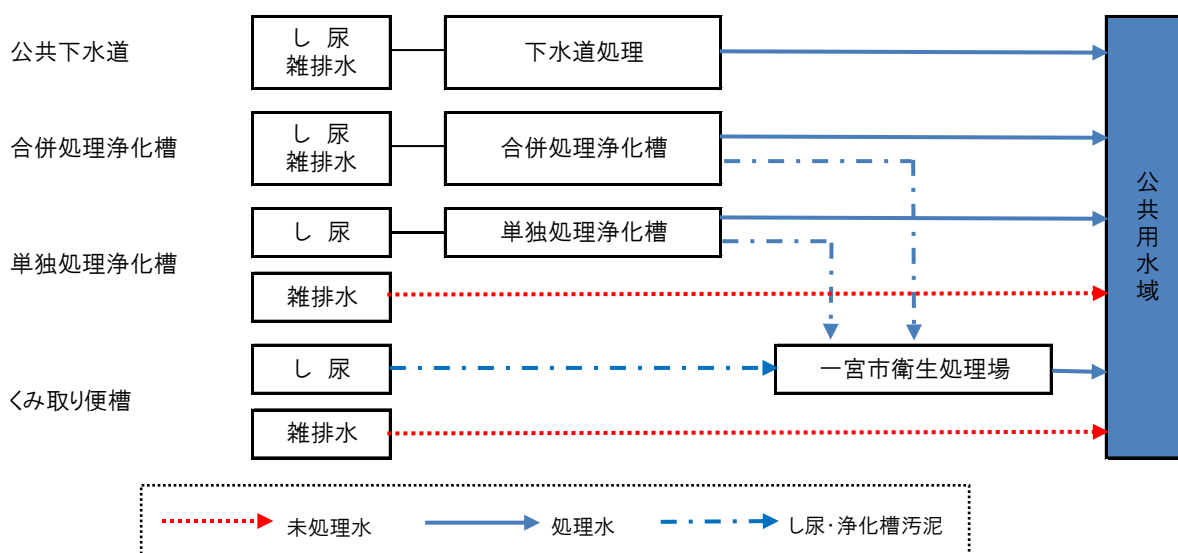


図 6-1 生活排水処理の概要

3 生活排水処理の状況

(1)生活排水の処理主体

生活排水の処理主体の現況を 表 6-1 に示します。

表 6-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿・浄化槽汚泥処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	市

(2)生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の内訳を 表 6-2 及び 図 6-2 に示します。

2019(令和元)年度の生活排水処理率は、公共下水道等の生活排水処理施設の整備や普及により、70.8%になっています。

表 6-2 生活排水処理形態別人口

(単位:人)

項目 \ 年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)
行政区域内人口	386,094	386,105	385,777	385,160	384,790
計画処理区域内人口※1	386,094	386,105	385,777	385,160	384,790
水洗化・生活排水処理人口 (生活排水処理率※2)	259,708 (67.3%)	263,631 (68.3%)	267,286 (69.3%)	269,360 (69.9%)	272,369 (70.8%)
公共下水道接続人口 (接続率)	180,883 (70.8%)	184,866 (71.7%)	188,186 (72.3%)	190,637 (73.0%)	193,489 (73.8%)
合併処理浄化槽使用人口	78,825	78,765	79,100	78,723	78,880
単独処理浄化槽使用人口	105,658	103,090	100,402	98,000	95,226
くみ取り便槽使用人口	20,728	19,384	18,089	17,800	17,195

※1 計画処理区域内人口 : 生活排水処理基本計画の対象区域の人口

(各年度3月31日現在)

※2 生活排水処理率 : (水洗化・生活排水処理人口/計画処理区域内人口)×100

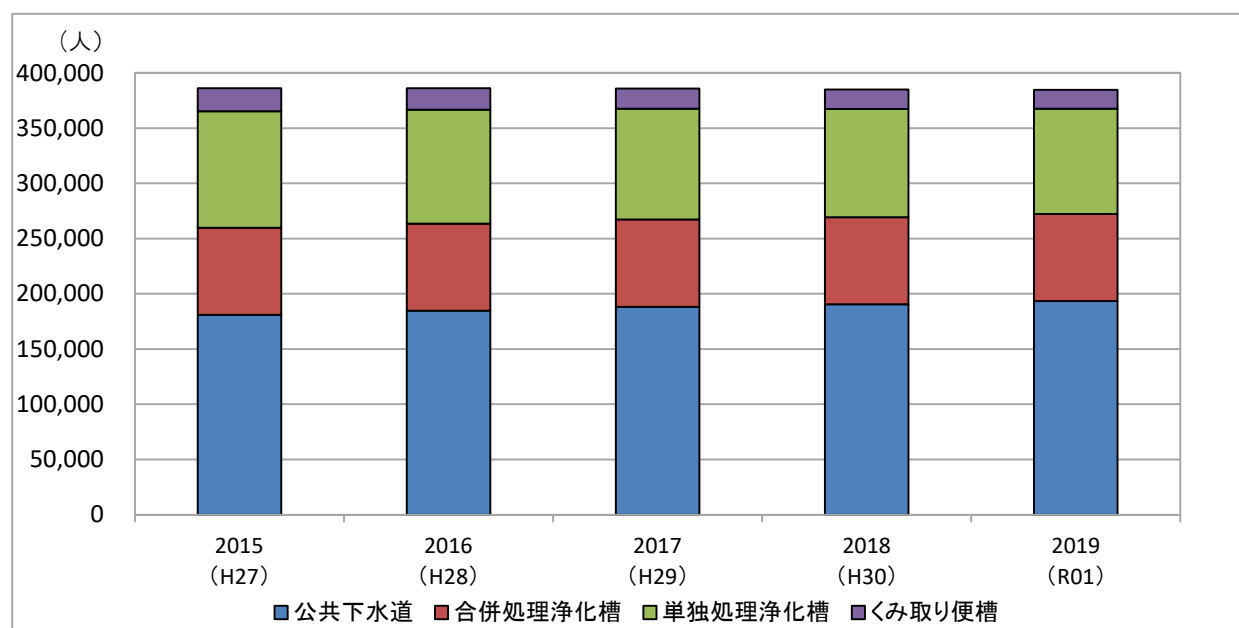


図 6-2 生活排水処理形態別人口

(3)生活排水処理施設の整備状況

公共下水道の整備状況を 表 6-3 に示します。

表 6-3 公共下水道の整備状況

処理区	供用面積 (ha)	処理区域内人口(人)	水洗化人口※ (人)	汚水量(m ³ /日)
東部処理区	1,182.0	75,490	70,325	44,260
西部処理区	432.6	27,437	26,375	
日光川上流処理区	2,077.5	135,188	83,577	22,573
五条川右岸処理区	566.4	24,002	13,212	3,674
合計	4,258.5	262,117	193,489	70,507

※ 水洗化人口 :各下水道処理区内の下水道に接続している人口

(2020(令和2)年3月31日現在)

○下水道施設

公共下水道事業は、東部処理区、西部処理区、日光川上流処理区、五条川右岸処理区の4つの処理区があり、東部処理区及び西部処理区においては、一宮市の終末処理場で汚水処理を行い、日光川上流処理区及び五条川右岸処理区においては、愛知県終末処理場で処理を行っています。

(4)し尿及び浄化槽汚泥処理施設の整備状況

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、一宮市衛生処理場で処理を行っています。

一宮市衛生処理場では標準脱窒素処理方式に加え、高度処理を行うことで、水質汚濁の原因とされている窒素やリンの低減に努めています。

施設の概要を 表 6-4 、 表 6-5 、 表 6-6 に示します。

表 6-4 し尿処理施設の概要

施設名称		一宮市衛生処理場(し尿処理施設)
所在地		一宮市奥町字六丁山8
工事期間		着工 1986(昭和61)年6月 竣工 1988(昭和63)年10月
延床面積		4,052.89㎡
処理方式		標準脱窒素処理方式＋高度処理方式
処理能力		100kℓ/日
主要施設	受入・貯留施設	受入槽(35㎡×2槽)、貯留槽(200㎡×2槽)
		夾雑物除去設備(22㎡/h×2台)、沈砂除去設備
	1次・2次処理施設	第一攪拌槽(269㎡×4槽)
		第一曝気槽(269㎡×4槽)
		第二攪拌槽(510㎡)
		第二曝気槽(128㎡)
		沈殿槽(480㎡)
		ガス攪拌ブロフ(15.9㎡/min×5,600mmAq×2台)
		曝気ブロフ(36㎡/min×5,950mmAq×3台)
	高度処理施設	凝集沈殿槽(200㎡)
		オゾン酸化処理施設(1.25kg—O ₃ /h)
		二層濾過設備(2塔)、活性炭吸着設備
	消毒施設	接触槽(13㎡)
	汚泥処理施設	汚泥濃縮槽(140㎡)、汚泥貯留槽(100㎡)
		脱水機(ベルトプレス型140kg—ds/h×2台)
	脱臭施設	高濃度臭気ブロフ(46㎡/min×2,500mmAq)
		中濃度臭気ファン(240㎡/min×500mmAq)
		極低濃度臭気ファン(380㎡/min×280mmAq)
		生物脱臭
		酸洗浄塔、アルカリ次亜塩素酸ソーダ洗浄塔
		活性炭吸着塔(充填量4㎡・6㎡)
	発電施設	3相交流同期発電機(150kVA)

表 6-5 浄化槽汚泥処理施設の概要

施設名称		一宮市衛生処理場(浄化槽汚泥処理施設)
所在地		一宮市奥町字六丁山8
工事期間		着工 1994(平成6)年8月 竣工 1996(平成8)年9月
延床面積		4,229.89㎡
処理方式		標準脱窒素処理方式+高度処理方式
処理能力		100kℓ/日
主要施設	受入・貯留施設	受入槽(80㎡)、貯留槽(255㎡)
		夾雑物除去設備(36㎡/h)、沈砂除去設備
	1次・2次処理施設	脱窒素槽(189㎡×4槽)
		硝化槽(189㎡×4槽)
		二次脱窒素槽(162㎡)
		再曝気槽(111㎡)
		沈殿槽(381㎡)
		ガス攪拌ブロワ(7.7㎡/min×5,600mmAq×2台)
		曝気ブロワ(16.7㎡/min×5,950mmAq×3台)
	高度処理施設	凝集沈殿槽(146㎡)
		オゾン酸化処理設備(0.9kg—O ₃ /h)
		二層濾過設備(2塔)、活性炭吸着設備
	消毒施設	接触槽(12㎡)
	汚泥処理施設	汚泥濃縮槽(128㎡)、汚泥貯留槽(145㎡)
		脱水機(ベルトプレス型140kg—ds/h×2台)
	脱臭施設	高濃度臭気ブロワ(16.7㎡/min×5,950mmAq×3台)
		中濃度臭気ファン(180㎡/min×450mmAq)
		極低濃度臭気ファン(330㎡/min×250mmAq)
		生物脱臭
		酸洗浄塔、アルカリ次亜塩素酸ソーダ洗浄塔
		活性炭吸着塔(充填量5㎡・4㎡)
	発電施設	3相交流同期発電機(150kVA)

表 6-6 希釈移送施設の概要

施設名称		一宮市衛生処理場(希釈移送施設)
所在地		一宮市奥町字六丁山8
工事期間		着工 2007(平成19)年1月 竣工 2008(平成20)年1月
延床面積		103.46㎡
処理方式		希釈混合方式
処理能力		24kl/日
主要施設	貯留施設	下水道移送水槽 21㎡
	処理設備	希釈混合装置 1基
	脱臭設備	高濃度臭気ファン(2.5㎡×0.6kPa)
		極低濃度臭気ファン(45㎡×1.5kPa)
		生物脱臭
		活性炭吸着塔(充填量495kg)
	下水道移送設備	下水道移送ポンプ(吐出量 1.4㎡/mm×2台)



【一宮市衛生処理場】

(5)し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の搬入状況を 表 6-7 及び 図 6-3 に示します。

し尿搬入量は年々減少傾向にあり、現在その搬入割合は15%を下回っています。浄化槽汚泥搬入量は年度によるばらつきがありますが、ほぼ横ばいで推移しています。

表 6-7 し尿・浄化槽汚泥の搬入状況

(単位:kℓ)

項目 \ 年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)
し尿	12,848	11,977	11,437	10,683	10,014
浄化槽汚泥	62,853	62,380	61,916	61,407	61,952
合計	75,701	74,357	73,353	72,090	71,966

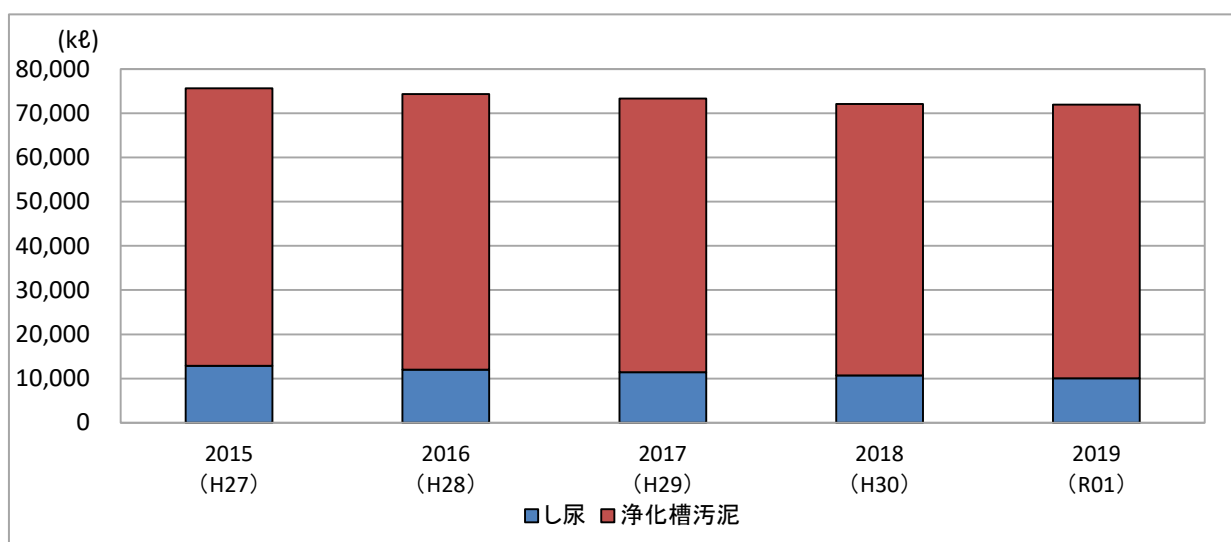


図 6-3 し尿・浄化槽汚泥の搬入状況

(6)し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬状況

収集・運搬

し尿は許可業者5社、浄化槽汚泥は許可業者6社が定期的に計画収集をしており、全て一宮市衛生処理場までバキューム車で運搬し衛生的に処理しています。

(7)一宮市浄化槽設置補助事業

生活排水対策の一つとして重要な役割を担っているのが、し尿と生活排水を合わせて処理する合併処理浄化槽です。本市では既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から環境配慮型の合併処理浄化槽へ転換設置する個人に対して、浄化槽設置費の一部を補助しています。

なお、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の新設は2001(平成13)年に禁止されています。

補助対象区域は、原則、公共下水道事業計画区域を除く市内全域です。

第7章 生活排水処理の現状に係る課題

1 公共下水道接続率の伸び悩み

2019(令和元)年度末の普及状況は、行政区域内人口384,790人に対して処理区域内人口262,117人で普及率68.1%、接続率73.8%、処理区域面積4,258.5haとなっています。

下水道処理区域内における下水道への接続率向上が課題です。

2 未処理の生活排水による水質汚濁

本市の前生活排水処理基本計画の中では、2020(令和2)年度の生活排水処理率の目標値を96.6%としていましたが、公共下水道の事業計画の見直し及び合併処理浄化槽への転換の遅れから、2019(令和元)年の生活排水処理率は70.8%にとどまっています。

これにより未処理の生活排水が、水路及び河川等の公共用水域に排出され水質汚濁の原因となっています。

3 し尿及び浄化槽汚泥処理施設の整備

本市の衛生処理場へのし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、し尿については年々減少し、浄化槽汚泥についてはほぼ横ばいとなっており、処理量の割合ではし尿は13.9%、浄化槽汚泥は86.1%となっています。

衛生処理場も老朽化が進んでいるため、施設の長寿命化計画を策定し、今後も効率的かつ適正に処理できるように取り組む必要があります。

第8章 生活排水処理基本計画

1 基本理念

本計画では、「良好な生活環境を確保する」を基本理念とします。

基本理念	良好な生活環境を確保する
------	--------------

2 基本方針と基本施策

本計画における基本方針を「水洗化・生活排水処理の推進」及び「適正処理の推進」とし、実施する施策を 表 8-1 に示します。

表 8-1 基本方針と基本施策

基本方針	基本施策	施策内容
水洗化・生活排水処理の推進	水洗化の推進	一宮市污水適正処理構想に基づく下水道の整備
		下水道への接続を促進するための啓発
	合併処理浄化槽への転換の推進	合併処理浄化槽転換設置に関する補助制度の継続
		合併処理浄化槽への転換を促進するための啓発
適正処理の推進	安定的な収集体制の確保	許可業者による収集運搬体制の維持
		効率的な収集運搬体制の構築
	処理施設の維持管理の推進	し尿処理施設の整備
		浄化槽管理者への適正な維持管理の啓発

3 生活排水処理に関する区域

処理形態別区域は、一宮市污水適正処理構想で定められた区域ごとに以下 図 8-1 のとおりとします。

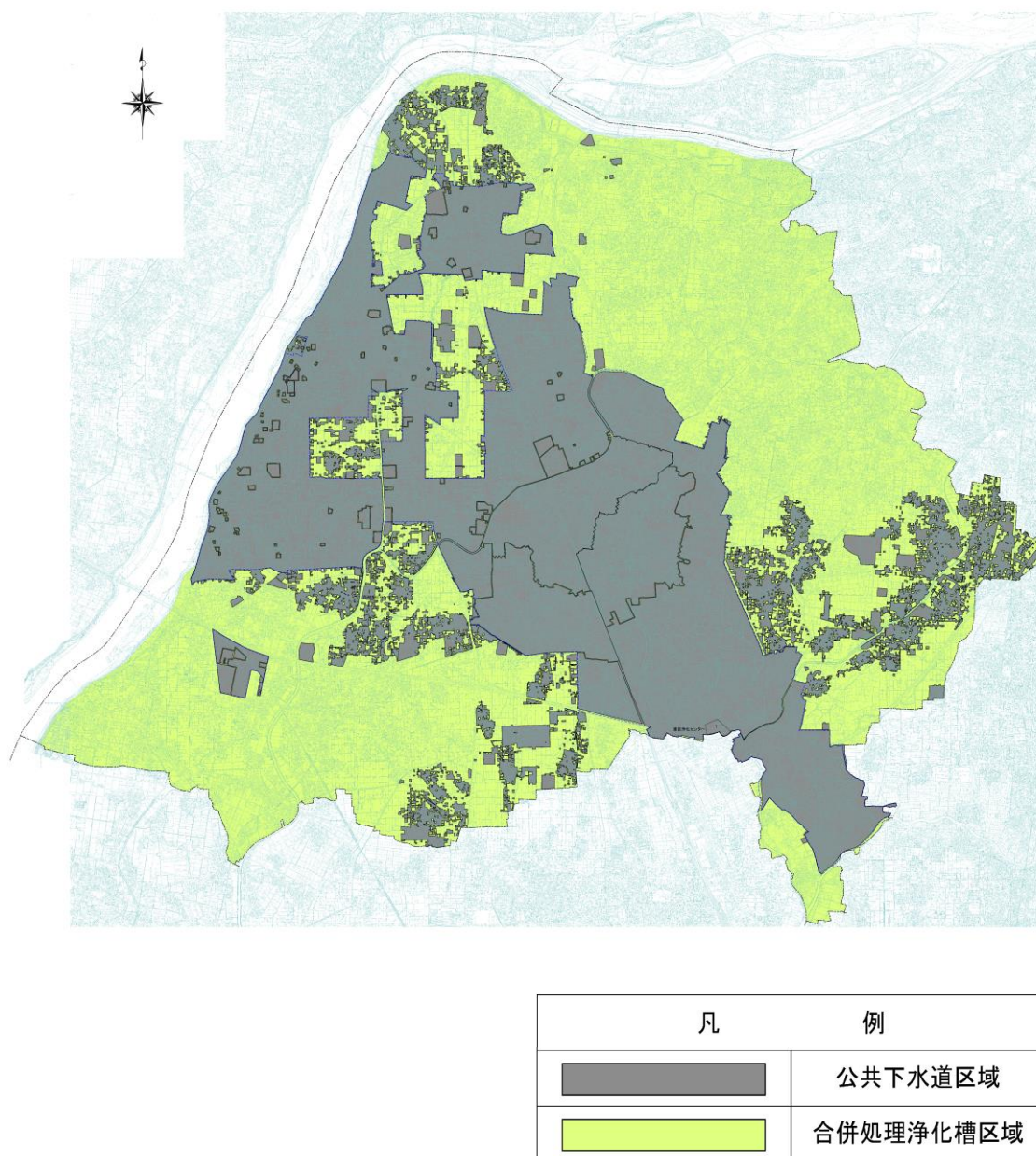


図 8-1 生活排水処理区域図

4 生活排水処理に関する基本事項

○生活排水処理率の目標値

目標年度における目標値を 表 8-2 及び 表 8-3 に示すとおり設定します。

表 8-2 生活排水処理率の目標値

(単位: %)

項目 \ 年度	2019(R01)	目標年度 2030(R12)
生活排水処理率※	70.8	80

※ 生活排水処理率 : (水洗化・生活排水処理人口/計画処理区域内人口)×100

表 8-3 生活排水処理人口の将来予測

(単位: 人)

項目 \ 年度	2019(R01)	目標年度 2030(R12)
行政区域内人口	384,790	364,793
計画処理区域内人口※	384,790	364,793
水洗化・生活排水処理人口	272,369	290,076
公共下水道接続人口	193,489	200,559
合併処理浄化槽使用人口	78,880	89,517
単独処理浄化槽使用人口	95,226	66,436
くみ取り便槽使用人口	17,195	8,281

※ 計画処理区域内人口 : 生活排水処理基本計画の対象区域の人口

(各年度3月31日現在)

○生活排水処理施設の整備

生活排水処理施設の整備の概要を以下に示します。

(ア)公共下水道

一宮市汚水適正処理構想における下水道整備予定区域の整備を進めるとともに下水道への接続を促進するための啓発を行います。

(イ)合併処理浄化槽

合併処理浄化槽設置整備事業を推進する区域では、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換設置に補助金制度を継続します。また、浄化槽管理者へ適正な維持管理を促進するための啓発を行います。

(ウ)し尿処理施設

衛生処理場は、設備や装置の劣化が進むとともに、施設全体が老朽化してきています。施設整備には長期間を要することから、施設の長寿命化計画を策定し延命を図っていきます。

5 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

○し尿及び浄化槽汚泥処理量

目標年度におけるし尿・浄化槽汚泥処理量は、前掲 表 8-3 「生活排水処理人口の将来予測」に基づき見込み値を試算しています。

公共下水道の普及等により、し尿・浄化槽汚泥の処理量は減少すると予想されます。

し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み値を 表 8-4 に示します。

表 8-4 し尿・浄化槽汚泥処理量に関する現況と見込み値

(単位:年合計kℓ/年、日平均kℓ/日)

項目 \ 年度	2019(R01)	目標年度 2030(R12)
し尿 (日平均)	10,014 (27.36)	5,000 (14)
浄化槽汚泥 (日平均)	61,952 (169.27)	60,000 (164)
合計 (日平均)	71,966 (196.63)	65,000 (178)

○し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥は、市が許可した業者が収集運搬し、衛生処理場のし尿処理施設及び浄化槽汚泥処理施設で処理しています。今後も現体制を維持していくことを基本としていますが、収集・運搬量の減少が予測されるため、効率的な収集・運搬体制により、し尿・浄化槽汚泥処理を行っていきます。

○浄化槽汚泥の処理残さの最終処分計画

衛生処理場で発生する残さ及び脱水汚泥は、一宮市環境センターにて焼却します。

なお、焼却後の灰の一部は、路盤やセメントの原料として資源化を行います。

6 その他

○災害時における処理対策

地震や風水害には、多量の災害廃棄物(生活排水)の発生が想定されるため、通常の一般廃棄物の処理を維持することに加えて、災害廃棄物を迅速に適正処理する必要があります。

本市では、2017(平成29)年度に「一宮市災害廃棄物処理計画」を策定していますが、2018(平成30)年3月に改訂された国の災害廃棄物対策指針に基づき環境省や愛知県から新しい情報を収集するとともに、各地で実施されている災害廃棄物処理に関する新たな知見を活用して、「一宮市地域防災計画」との整合を図りながら、「一宮市災害廃棄物処理計画」の見直しを進めます。

また、廃棄物処理関連事業者や周辺自治体等との広域的な相互協力体制の構築等、災害廃棄物処理体制の具体化を進め、災害からの早期復旧に寄与する体制の整備に努めていきます。